



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西洋政治思想史におけるE・デュルケム（2・完）－「社会」概念による「政治」観の再構成の試み－
Author(s)	田中, 拓道; TANAKA, Takuji
Citation	北大法学論集, 49(3), 171-221
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15785
Type	departmental bulletin paper
File Information	49(3)_p171-221.pdf



西洋政治思想史におけるÉ・デュルケム（二・完）

―「社会」概念による「政治」観の再構成の試み―

田中拓道

目次

序章

第一章 「社会」概念史における「フランス自由主義」とデュルケム

第一節 「社会」概念史における「フランス自由主義」

第二節 「フランス自由主義」からデュルケムへ―自由主義的問題構成の継受

第二章 「社会」概念の転換―第三共和制における政治問題と「社会学」

第一節 第三共和制における政治社会構造の変質と「社会問題」の出現

（以上、第四九卷第二号）

第二節 「社会」概念―初期・中期・後期の変遷

第三節 考察―「社会」概念から「政治」論へ

第三章 「社会」概念による「政治」観の再構成

第一節 同業組合構想

第二節 国家論

第三節 「政治」像の終着点

結論

(以上、本号)

第二章 「社会」概念の転換

―第三共和制における政治問題と「社会学」

第二節 「社会」概念―初期・中期・後期の変遷

第一節では、デュルケムが「フランス自由主義」の「社会」概念における政治的問題構成を継受しつつも、第三共和制下の政治社会構造に合わせて「社会」概念に一定の転換を加える背景、および時代認識を明らかにした。そこで第二節では、デュルケムの「社会」概念の内容を検討する。「社会」の側から「政治」のヴィジョンを再構成するという企図からして、こ

では狭い意味での政治の問題を一旦離れて、「社会」概念それ自体の内容について検討してみる必要がある。ただしこの場合、「社会」概念は社会学の最も基本的な概念でもあり、これを扱う視角については次のような限定を付しておかなければならない。当時大学の中で社会学の制度化を目指していたデュルケムは、「社会」という領域を学問の対象として取り扱うことの正当性について強調しなければならぬ立場にあった。したがって彼の議論の中でも、特に「社会」という領域の一般的性質や認識論、それを扱う学問的方法論などに関して、多くの部分が割かれていた。またそれらの点を巡っては、当時の学者の間で、さらに現在に至る社会学の中で、さまざまな議論が積み重ねられている。しかし本稿の視角は、このような社会学理論上の概念規

定の問題に関わるものではない。むしろ問題は、それらの議論の土俵がいかにかに生み出され、いかなる政治的問題と関連しているのかという点、具体的には、「フランス自由主義」における政治的問題構成を継受していたデュルケムが、当時の政治社会構造の中で、その実践的関心に対応するものとして概念化した「社会」がいかなる内容のものであったのか、という点を探ることにある。したがってここで取り上げられるべきは、デュルケムが十九世紀末フランス「社会」をいかに認識したのか、さらにそれと関連して、デュルケムは近代「社会」像をいかに構想したか、ということではなければならない。そこで以下においては、デュルケムが直面する具体的な歴史状況の中で概念化された「社会」の内実を中心に取り上げ、「社会」概念一般の理論的問題に関しては、補足として触れるにとどめる。

- デュルケムの「社会学」は生涯を通じて発展しており、「社会」概念にも重要な変遷が見られる。以下では次の三つの時期に区分して考察を行いたい。
- (一) 初期…『社会分業論』段階(一八八九三)
 - (二) 中期…『社会学的方法の規準』から『社会学講義』段階(一八九四—一八九九)
 - (三) 後期…宗教社会学段階(一九〇〇—)

ところでこの区分に関連して、これまでデュルケムの「社会」概念一般については、特にパーソンズ以来次のような問題が指摘されてきた。すなわちパーソンズによれば、デュルケムの「社会」概念は、観察可能な経験的事実という実証主義的な意味から、個人の精神に内在する客体という理念主義 (idealism) 的な意味へと移行し、後期のデュルケムにおいて両者の立場が混在している、と言う [パーソンズ 1992: 198ff.]。またアロンの解釈もそれに準ずるものであり、「社会」概念を (一) 他の諸現象を規定する社会環境、(二) 理想の源泉としての社会、あるいは献身・信仰・尊敬・称讃の対象としての社会、という二重の意味を持つものとしている [アロン 1984: 119]。日本でも中が「デュルケムによる道德問題への接近方法」には、(イ) 道德的事象を(へ物)として考察する実証主義的方法論的態度を強く保持しながら、(ロ) 倫理的事実としての社会の論証が、非経験的、形而上学的命題に基づいて深められているのではないかと思わせる論述がある [中 1979: 52] と指摘している⁽¹⁾。いずれの指摘においても、実証主義—理念主義という方法論と関連して、後期デュルケムが「社会」を諸価値の源泉である宗教と同一視することは、彼自身の思想傾向を反映したものであり、「社会」概念の拡大解釈ではないか、という疑義

が提起されている。

この点は本稿の視角からすると、ひとまず次のように言うことが出来るだろう。初期から中期にかけてのデュルケムは、『社会分業論』における「機械的連帯」と「有機的連帯」の区別に見られるように、分業の進展した近代社会と伝統社会との区別を重視し、当時の社会構造に見合った組織の再編を行うという実践的関心と結びついた理論提起を行っている。それに対して後期デュルケムは、宗教研究を中心として、道徳や「社会」の歴史的に不変な性質を探ろうと試みている。したがってここでの課題は、主に初期・中期デュルケムの近代「社会」像を中心に取り上げることであり、後期の宗教社会学はそれらと関連する限りにおいて触れる程度にとどめ、その理論的評価には立ち入らないことにしたい。

(一) 初期・『社会分業論』(一八九三) 段階

功利主義的「社会」観を否定し、他方でルソー的共和制に見られる画一的な「社会」観に対する批判意識から出発していたデュルケムの課題は、高度の分業化という構造に見合った「社会」モデルをいかに提示するかということであった。そこで『社会分業論』において提起されたのが、「機械的連帯

(solidarité mécanique)」と対比される「有機的連帯 (solidarité organique)」という「社会」モデルである。まず「機械的連帯」とは「類似から生まれ、個人を社会に直接結びつける連帯」[DT 74]であり、デュルケムの言うところの「環節的構造 (structure segmentaire)」[DT 237]、つまり分業が未発達で単純な社会構造に対応する。ここでは個人的意識は未発達であり、個人は画一的な「集合意識 (conscience collective)」の下に支配されている [DT 100, 156]。ここでデュルケムがイメージしているのは、単純な経済構造を有し共通の習俗によつて成り立つような伝統的共同体であり、しばしばルソーを引いて「原始的民主制」と呼ばれる「社会」もここに属していると考えられるだろう。一方分業の進展によってこれに代わって生じてくるのが「有機的連帯」である。これは「互いが異なること」から生じる連帯であり、機能的に分化した諸部分と調整作用を行う中心機関とから構成される「組織的社会 (société organisée)」に対応している [DT 101, 157]。デュルケムによると、ここでは成員に共有されている「集合意識」は抽象化し弱体化しており、「社会」の内実は分業によって生じる機能的な結合である [DT 147]。

それではこの段階において、十九世紀末のフランス社会はい

かなるものと認識されていたのだろうか。デュルケムは当時の社会を、「機械的連帯」から「有機的連帯」への過渡期としてとらえていた。

「我々の社会は、歴史上かつて先例を見ない速さと広がりをもつて、環節的類型から解放されてきている。その結果、この環節的類型に対応する道徳は退行してきたが、それが我々の意識の中に空白のまま残していった領域は、他の道徳が急速に発達してそれを埋め合わせるまでに至つてゐない。」[DT 405]

産業化に伴う急速な社会構造の変動によつて、従来の伝統的規範の解体が進む一方で、分業とともに多元化する諸機関の活動を規制すべき準則が十分確立されず、無規制な状態（「アノミー (anomie)」）に置かれている [DT 360, 405]。「商工業の恐慌」や階級闘争、さらにそこから生じる道徳的混乱や苦痛は、そのような分業の無規制状態において生じる「異常」な事態である [DT 344]。デュルケムは十九世紀末のフランス社会を、来るべき多元的機能の調和する「社会」へ至る途中の混乱期であると考えていた。将来進むべき「社会」とは、多元的な機能が相互の接触によつて自律的に互いを規制する準則を確立するようなモデルであり、国家は「全体の精神と共同連帯の感情」とい

う一般的な理念を想起させ、諸機関の活動には介入しないような一機関にすぎない [DT 351f]。このような「社会」を実現するために、デュルケムは「ばらばらのままの運動の中で衝突しあう諸機関を調和的に協同させる手段を発見する」 [DT 405] ことを提起するのである。

初期デュルケムにおける以上のような「社会」観には、後の議論の萌芽がほとんど含まれていると言つてよい。国家を統治機関としてではなく一般的理念を体现する機関としてとらえ、多元的「社会」の自律性を主張することは、後期にまで連なる一貫した彼の特徴である。しかしここでは、「分業論」をもつてデュルケムの理論的立場を代表させる通俗的解釈にもかかわらず、この段階での彼の議論にはらまれている幾つかの問題点を指摘しておかなければならない。まず第一に、「有機的連帯」において「集合意識」の位置づけが曖昧な点である。デュルケムによれば、一方で集合意識は弱体化していき、個人に対する「共同信仰」も「真の社会的紐帯を作り上げはしない」 [DT 147] と言われ、他方で「あらゆる社会は道徳的社会である」 [協同もまた自らの内的道徳性を持っている] [DT 207] と言われている。つまり、「有機的連帯」における道徳は、連帯の主要因であるのか、それともむしろ機能的結合の方が重要な

か、という点、さらに「有機的連帯」を機能的結合としてのみとらえるならば、それは功利主義的社会観と本質的にどう異なるのか、という点⁽⁴⁾が、明らかではない。デュルケムは功利主義を批判する際「契約は…社会から生じる契約の規制力があつて初めて可能である」[DT 193]と述べ、契約の背景にある規範の共有を強調しているが、この立場を貫徹するならば、「機械的連帯」と同じく「有機的連帯」においても機能的結合の背景に規範の共有が存在し、規範的共有こそが連帯の基盤であると主張されなければならないだろう。

第二に、「機械的連帯」から「有機的連帯」への移行が社会の規模の拡大や人口密度の増大という物理的環境の変化と密接に結びつけられている点である [DT 288ff]。このことは、この時期のデュルケムが「社会」を物理的環境の反映としてとらえ、長期的に見た場合「社会」の諸機能は与えられた環境に合わせて調和していくと想定していたことを示している。それは産業化に伴う「社会の解体」という危機を正面から取り上げること⁽⁵⁾を妨げる認識であると言える。

この時期のデュルケムはスペンサーの影響から脱しきれず、生物学的進化論の類推で「社会」を説明しようとする傾向が強かった。また功利主義的社会観からも完全に決別しているとは

言い難い。これらの問題点を克服し、独自の「社会」像を確立していくのが中期の段階である。

(二) 中期・『社会学的方法の基準』(一八九四) から『社会主義論』(一八九五—九六)、『自殺論』(一八九七)、
「個人主義と知識人」(一八九八)、
「個人表象と集合表象」(一八九八)、
『社会学講義』(一八九六—九九) 段階

中期デュルケムにおいて、時代認識の深化と並行して「社会」概念も深まり、思想上新しい「社会」概念の確立とともに、自らの政治的問題構成に対しても一つの解答が与えられる。以下ではまず「社会」概念一般における初期からの変化を簡略に指摘した上で、彼の近代「社会」観の内実を検討したい。

「社会」概念一般が『社会分業論』から『自殺論』にかけて変化することは、すでに多くの論者によって指摘されているところである⁽⁶⁾。その理由としては、『社会分業論』に対する批判や宗教への着目などさまざまに指摘されているが、同時に前節で指摘したような政治的争点の転換とほぼ重なる時期に、デュルケム自身の時代認識も大きく変化し、機能分化や社会環境という要素から、道徳的領域における混乱そのものへと視点の置

き方が移行している点にも注意を向ける必要がある。この時期における「社会」概念の特徴は、次の二点に集約できる。

第一に、「社会」が成員に共有された「集合意識 (conscience collective)」としてとらえられる点である。例えば「社会学的方法の基準」においては、「社会的事実」が「集合的なものとして把握された集団の諸信念、諸傾向、諸慣行」[Durkheim 1956: 8]と定義される。さらに『社会主義論』においては、サン・シモンの思想を批判的に検討することによって、「どのようなふうまく秩序づけられた社会組織でも、経済的諸機能は、それらを凌駕し抑制し規制する道徳的力に服させなければ、調和的に協働しえないし、均衡状態に保ち得ない」[So 223]などと、つまり機能的結合の背景に規範の共有が存在しなければならぬことが、明確に主張されるようになる。そして『自殺論』では、「社会」の構成要素がより厳密に以下のように提示されている。それは(一) 諸個人、(二) 物質によって具現化された社会生活(建築物、交通路、機械、書言葉など)、(三) 成文化された中枢的規範(宗教的教義、成文法、道徳など)、(四) 物象化されない拡散した集合生活、の四つから成る [S 354-356]。このうち特に(三)のように固定的に確立された「集合的意識」が「規範」と称され、デュルケムの分析の中で特別の

比重が置かれるが、(二) (四) から明らかのように、拡散した意識も含め、「社会」は「集合意識」として把握されるのである。

第二点は、「社会」が物理的環境から自律的な存在として認識されるようになることである。この傾向も時期によって強弱に差があるが、最も鮮明に指摘されるのは「個人表象と集合表象」(一八九八)という論文における次の言明である。

「一切の社会意識の原料は、社会的要素の数・これらの要素の集合様式・配列様式、つまり基体 (substrat) の性質と密接な関係にある。しかし表象の最初の基礎が一度形成されたならば、これらの表象は：部分的な自律性を有する存在となり、それ自体に固有の生活を営む。」[S 243]

つまり「集合表象」(集合意識が眼に見える形に表象されたもの)が一旦形成されると、それは物質的環境の変化によらず自律性を有した存在となること、言い換えれば、社会規模の拡大や人口密度の増大による分業の進展が新しい「集合意識」を生むとしても、それがすぐさま安定した社会関係をもたらす保障はない、ということである。ここでは初期デュルケムに見られた楽観主義は放棄され、「集合意識」それ自体の運動や結合のあり方が模索されるに至ったことが伺える。

ここで「社会」と等置される「集合意識」という概念について、デュルケムの説明を一瞥しておきたい。デュルケムによれば、それは個人的意識が結合して生まれる集合的な傾向や規範に他ならない。その特徴は、一旦成立すると個々人に「外在(externité)」し、個人の意識や行為を「拘束」する、という点にある。なぜなら、「社会」は現実には個人に先立って存在し「LM4」、また個人と比較してほとんど外部に等しいほどの「巨大さ」を有しており「S37」、さらに個人の意志に反してでもある規範を強制し、それが守られなければ「制裁(sanction)」をもたらす存在であるからである【LM 52-54】⁽⁸⁾。このようにして、「集合意識」としての「社会」は、個人から独立した「一種独特の实在(『réel』)⁽⁹⁾」であると考えられることになる。

以上中期デュルケムの「社会」概念一般の特徴を指摘した。

次に、この段階におけるデュルケムの近代「社会」像を検討する。「社会」を「集合意識」ととらえる中期デュルケムにとって、伝統社会から近代社会への再編は、社会構造や結合形態の転換にとどまらず、成員に共有され社会的紐帯となる規範内容の再編でなければならなかった。この規範の内容を最も鮮明に示しているのが、「個人主義と知識人(individualisme et intellectuels)」

(一八九八)という論文である。この論文は、ドレフュス事件の最中であつてドレフュス派の立場を擁護する意図を持つて書かれたものである。それは直接には、反ドレフュス派の評論家ブリュンティエール(Brunetiere)が個人主義を利己主義と同視し、それへの批判を展開したことに對する反論であつた。

しかしその内容は、国家や社会全体に個人を超越する価値を付与する伝統的な集合主義的規範と、ドレフュス大尉個人の権利を不可侵のものとする新しい規範との激しい対立状況を背景とし、デュルケム自身が後者の規範の側に立つことを鮮明にし、これによつて近代社会を再編成すべきことを宣言する、というものであつた。⁽¹⁰⁾

この中でデュルケムは、「個人主義」を二つの異なる概念、つまり「功利主義的個人主義(individualisme utilitaire)」と「道徳的個人主義(individualisme moral)」とに区分する【SA 262】。まず「功利主義的個人主義」とは、各人の自己利益を超える価値を認めず、社会を私的利益の追求と交換の体系と見なす考え方であり、その代表的論者としてはスペンサー、古典派経済学の流れを継承するド・モリナリ(de Molinari)が挙げられる【SA 263】。

これに對して「道徳的個人主義」とは、次の四点を特徴とす

るような規範概念である。①「抽象的人間性」への賛美の感情、②「個人の自由」の尊重、③宗教的超越性という属性、④「理性の自律性 (autonomie de la raison)」[自由検討 (libre examen)] による基礎づけ [SA 264-269]。すなわちそれは、私的利益を越えた社会的な共通規範であると同時に、国家や社会の多数者の権威に強制されたものではなく、各人の理性による自律的な反省に基礎づけられたものである。こうしてデュルケムは、「自由」を社会に共有された規範として捉え直すことによって、個人と国家を媒介する中間領域において、個人が社会か、個人主義か集合主義かという二元的な対立を乗り越える「社会」概念を提起し、そこに新たな秩序の基盤を見出そうとしたのである。

さらにこの論文で彼が強調するのは、「功利主義的個人主義」の凋落とは逆に、この「道徳的個人主義」がますます広く社会に浸透する傾向にある、ということである。「十八世紀の自由主義は単に書齋の理論や哲学的な構成物ではなく、事実として認められ、我々の諸制度や習俗に浸透して今や我々の生活全体に溶け込んでいる」[SA 265]。ここで彼は「道徳的個人主義」を成り立たしめる社会的条件に言及し、「分業」と「道徳的個人主義」との必然的な結びつきを、およそ次のように説明している。「分業」の進展に伴って個々人の意識は多様化し、既存

の習俗・規範・信仰からの個人の解放が生じる。ただし一切の規範的共有を失った「社会」は統合の解体した状態に他ならないため、ここで個人は既存の規範の空白を埋めるものとして、「自由検討の精神」を内面化させる。この「自由検討」―理性に基づく自律的探求―の結果、成員にとって唯一の共通属性である「人間性」が、社会的紐帯としての超越的価値を付与され、共通規範として内面化されるようになる、というのである [SA 270]。このようにして、ここでは「分業」という社会的条件が「自由検討の精神」を生みだすことを通じて、「道徳的個人主義」の内面化をもたらす、と主張される。

しかしながら、以上の説明は、中期デュルケムの近代「社会」像を明らかにしているとはいえず、それを成立させる社会的条件を十分に明らかにしているとは見なすことはできないだろう。そもそもこの論文は、激しい政治的対立のただ中において、直接的な実践的帰結を期待して書かれたものであり、その主張には幾分かの留保を付すことが必要である。実際の当時、デュルケムが民衆の非合理的な国粹主義に対して「道徳的個人主義」を擁護しなければならなかったことに象徴される通り、分業に伴って「道徳的個人主義」が定着するという命題は歴史的に実証されていたものではなかった。⁽¹³⁾デュルケム自身も、以下に示

されるように、そのことはよく自覚していたのであり、「道徳的個人主義」の確立のための社会的条件をどこに見出すかという点は、この段階の彼にとって、最も重要な理論的課題でなければならなかった。

この段階において、デュルケムは当時のフランス社会をどのように認識していたのだろうか。『社会分業論』においては階級闘争などを「分業の異常形態」ととらえるにとどまっていた彼は、『自殺論』の段階に至ると、大規模な産業化の進展による急激な社会構造の変動によって、人々に自殺を引き起こすような危機的な精神状態が「慢性化」している、と考えるようになった。『自殺の増加が示しているのは、現代の文明の発展の栄光ではなく、むしろ長引けば危険を招きかねないような危機と混乱の状態である』[S423]。彼はその精神状態を「アノミー(anomie)」「エゴイズム(egoïsme)」という二つの類型に代表させて論じている。以下、両者のうち特に「アノミー」概念に着目することによって、デュルケムの時代認識がどのような形で「政治」の構想へとつながっていったのかを検討することとしたい。

まず「エゴイズム」について簡単に見ておこう。「エゴイズム」とは、社会の統合が弱まるにつれて個人が社会生活から切

り離されることから生じる「社会的自我に逆らい、それを犠牲にして個人的自我が過度に主張されるような状態」[S223]を意味している。この「エゴイズム」は、反省的知性の発達や「自由検討の精神」によって発生し[S12]、社会の統合が衰えている現状にあつては、自殺をもたらす重要な原因になっている[S428]。しかしデュルケムが、「エゴイズム」に当時の道徳問題の本質を見ていたとは言えないように思われる。なぜなら、「エゴイズム」を生み出す知性や科学は「むしろ科学の誕生の原因となった当の破壊と戦うことのできる唯一の武器である」[S171]と言われ、また「道徳的個人主義」の定着はある程度の「エゴイズム」を不可避とする、とも言われているからである[S406]。個人が最大限の自由を享受する近代社会は、「エゴイズム」を生み出す危険を常に内包した社会として認識されていたのである。

むしろデュルケムが危惧していたのは、経済活動に付随する「アノミー」の常態化であった。「アノミー」とは、個人が社会的規範の影響力から解放放たれることによって、過度の欲求にさい悩まされ、最終的には自殺にまで至るような状態[S283]¹⁵⁾を意味している。デュルケムによれば、私的利益の追求を規制する規範の存在しないとすれば、人は絶え間ない競争

と決して満たされない渴望によって、常に「焦燥」「怒り」「憤怒」「生一般への荒々しい非難」の状態へと導かれることになる[LS21]。そしてまさに、十九世紀末のフランス社会とは、経済活動が既存の規範から自律化し、急激な発展を遂げることによって、「商工業の世界」において「アノミー」が慢性化した状況にあると認識された。それは「現代社会における自殺の恒常的かつ特殊的な要因の一つであり、年々の自殺率を現状のように維持している源泉」である[LS28]。さらに経済活動が社会生活の大部分を占める近代社会では、経済領域における「アノミー」の常態化は、私利私害の解放によって「公共道徳の失墜」[LS51]を招き、「習俗」そのものを「恐るべき危機」に陥れてくる、と言われる[DT 404]¹⁶⁾。

この「アノミー」概念に見られるように、デュルケムにおいて社会的規範の拘束から逃れた個人は、決して「自由」な存在ではなく、むしろ自己の欲求に拘束されることによって、存在基盤を喪失した非自律的存在として見なされていた。したがってデュルケムにとって、「アノミー」の慢性化した当時の社会とは、「道徳的個人主義」が前提とする「自律的」個人の存立基盤自体が揺り崩された状況に他ならなかった。それでは、分業の進展が「道徳的個人主義」を確立できなかったのはなぜな

のだろうか。次の言葉には、その理由としてデュルケムが考えていたことがらが、端的に示されている。

「個人主義が個人主義であるためには、習俗や社会機関に、影響を及ぼさなければならぬが、それが現実には浸透し、現実には適合する一群の慣行や制度を作り出すことなく、いわば思弁的夢想の中に霧散してしまうことも少なくない。…これこそ、多少なりとも我がフランスの個人主義の場合に当たるとはならないだろうか。…個人主義的道徳の確立のためには、それを宣言したり、立派な体系にするだけでは足りないからであり、この確立を可能とし、永続させるように社会の方が変革されなければならないからである。」⁽¹⁷⁾
[LS 95]

「問題は、個人主義を補完し、拡張し、組織化することである。」[SA 277]（両引用とも傍点引用者）

「道徳的個人主義」は思想や理念のレベルで主張されるだけでは、「習俗」として確立されない。そのためには「社会の変革」、すなわち「組織化」が必要なのである。一方フランス社会の構造的問題は、急激な経済発展に対応する「組織化」が立ち遅れたことのみならず、フランス革命によって国家以外の組織が破壊され、その後も公的にあらゆる「組織化」の動きが規制され

てきたという歴史の内に見出される。

「現代の歴史的発展の特徴は、古い社会の枠組みを次から次へと全て一掃してしまった点にある。それはある場合には長期間に渡って徐々に、ある場合は突然の激震によって、相次いで破壊されたのだが、しかしそれに代わるものは全く再建されなかった。」[S46]

したがって、当時の社会における課題は、分業の進展という社会構造の変化に伴う「道徳的構造の再編」であり、その中核としての「道徳的個人主義」という「習俗」を確立するための、社会組織の再建でなければならなかった。ここにおいてデュルケムは、「個人の自由」を確立するための「組織化」構想へと向かうことになる。

(三) 後期：宗教社会学段階（一九〇〇）

後期デュルケムは宗教社会学の研究を経ることによって、宗教の本質は「社会」に他ならず、また「ほとんど全ての主要な社会制度は宗教から生まれた」と認識するに至る [EE 50f]。この研究によって「社会」概念は幾つかの重要な転換と発展を遂げるのであるが、ここでは研究方向が転換した理由やその社会学理論上の評価は措き、⁽¹⁸⁾初期・中期の近代「社会」像に関連し、

そこで曖昧に認識されていた点をより明確にした点についてのみ触れることにする。

第一は、「社会」の自律性に関してである。中期の段階で強調された「社会」の「外在性」「拘束性」という特徴に代わって、この段階では「内在性」「自発性」が重視されるようになる。例えば一九〇六年の「道徳的事実の決定」という論文では、「社会」の最も重要な構成要素である「道徳」の特質として「義務 (devoir) の観念」のみならず「善 (bien) の観念」が挙げられ、さらにこれが「神聖性 (sacre) の観念」と同一視されている [SP 50f]。この「神聖観念」がひかれるのは、「道徳」が強制力を伴う「義務」のみならず、自発的に希求される「善」の観念を有していること、したがって、「道徳」は個人の精神に内面化された場合、必ずしも拘束力に頼らずとも自発的に遵守されるものであることを示すためである [SP 76-80]。このように宗教研究を経ることによって、「集合意識」としての「社会」は、価値の源泉として個人の能動的な参加の対象となり、保持の対象となると主張されるに至る。すなわちその外在的な権力からの自律性が主張されるのである。

第二は、政治権力に対する「社会」の先行性に関する点である。例えばデュルケムは、最も原始的な宗教とされるトーテム

ズムの起源である非人格的な力の概念を「力の観念 (notion de force) の最初の形態」と述べ [FE 290]、さらにその起源を「社会」の道徳的権威に求めている [FE 295-299]。つまりデュルケムは、宗教論を通じて、「社会」の道徳的権威の中に権力の生成のメカニズムをとらえていると言うことができる。また JG フレーサー『古代王権に関する講義』への書評論文においては、次のように述べられる。

「フレイサー氏が公的な魔術師であり政治的首長の役割を果たしていると言う人物は、より明確には、本来の宗教的司祭であり首長であると称しうるのではないかと問うてみることができよう。」 [Durkheim 1969: 621]

つまり古代王権においては、政治的支配者と宗教的司祭が同一であり、そこから政治的支配者が分化した [ibid 618]、という指摘である。以上から明らかのように、宗教研究を経ることによって「社会」と「政治」に関するデュルケムの認識はより明確になっていった。「社会」は政治的支配者や統治機構に先立って存在し、そこに権力を付与する基底的領域である。その反面として、「社会」に根を下ろさない専制的国家は統治能力を持ちえず、例えばロシアにおいて「国家の活動は根なしで表面的であり…道徳制度の根底に影響を与えることはほとんどない」

[Durkheim 1975: 239] という認識が成り立つことになる。

第三は、「社会」の維持統合にあたって、制度や象徴 (representation) の持つ機能が認識された点である。

「社会は、その統合と人格性とを形作っている集合的感情と集合的観念とを維持し、強固にする欲求を、一定の期間ごとに感じないわけにはいかない。この道徳的再建は、集合・会合・教団を手段としてのみ可能である。」 [FE 610]

すでに初期においても、国家が一般的理念を体現し社会統合に貢献するという視点は存在していたが、宗教研究によって制度や象徴の果たす役割が具体的に認識され、そのプロセスの一端が明らかにされるに至っている。

第三節 考察―「社会」概念から「政治」論へ

以上において検討されたデュルケムの「社会」概念は、「フランス自由主義」における「社会」概念、及びその政治的問題構成と、いかなる関係にあるだろうか。ここではこれまでの全体の議論の流れに即しつつ、彼の「社会」概念にはらまれた問題が「政治」論へと引き継がれる過程について、若干の考察を加える。

そもそもデュルケムの連なる「フランス自由主義」の潮流において、「社会」は国家に対抗する自律性と多元性と有する領域であり、なおかつ政治体を基礎づける要素でもあるとされた。このような「社会」概念において、自由を中核とするフランスに独自の政治社会の構成原理が模索されたのである。十九世紀フランスの自由主義の諸思想は、ルソウの共和主義に対抗しつつ、さらに自然権のようなアプリオリな原理に依拠することなく、自由の基盤としての「社会」を具体的な事象の内に見出すとうとする試みであった。トクヴィルにおけるヴォランタリーなアソシエーションとしての「社会」という構想もその一つである。しかしながら、十九世紀末におけるフランスの政治社会構造の変動は、従来の「政治」と「社会」のとらえ方にも大きな転換を余儀なくさせることになった。産業化の大規模な進展は、経済的活動の領域を拡大させ、社会の構成を複雑化したのみならず、諸個人の生活様式や結合関係をも変化させたからである。このことは、諸個人の行為を規定し、個人と社会との結合に一定の枠をはめていた伝統的な慣習・規範が崩壊を始めることによって、政治体の基礎とされる「社会」それ自体に根底からの再編がもたらされ、あるいは解体の危機がもたらされていたことを示している。

デュルケムの「社会学」は、このような政治社会構造において生み出されたものであった。デュルケムの関心は、画一的な世論の「暴政」および集権的国家の「専制」から個人を守り、多元性の調和した安定的で自由な社会を導くことにあった。にもかかわらずそれは、「フランス自由主義」の潮流にそのまま依拠することを意味しなかった。彼は同時に、産業化のインパクトによって生じた道徳的領域における「社会の解体」の危機に対応しなければならなかったからである。その意味において彼の「社会学」は、道徳的領域において「フランス自由主義」を再解釈することによって、そこから新たな社会的結合の原理を引き出そうとする試みであったと言えることができる。そのことは具体的に、次の点において指摘できるだろう。

まず第一に、「集合意識」としての「社会」という領域の自律性が、その理論の中で確認され、強調されているという点である。「社会」は自然法的秩序に規定されるものではなく、また外的環境や人口・規模といった物理的条件からも自律的な、それ自体の運動法則を有する領域である。さらに重要なことは、「社会」が物理的な力に基づいて維持されたり、あるいは一部の成員による恣意的な操作が可能であるような領域ではなく、成員全体の意識の内在的な結合や運動によって、それ自身の力

で存立する領域であることが強調されている点である。

第二に、伝統社会と対比されるその近代「社会」像において、最大限の多元性が内包されているという点である。このことは二つの意味において言うことができる。一つは、「社会」が国家を規定する領域であるとされるにもかかわらず、全体性と一般性を体現するとされる国家に対し、「社会」という領域が分離されることによって、「社会」の多元性が保持されているという点である。いま一つは、「社会」の内実である「集合意識」が分業に従って多元化し、ほとんど共通の要素を持たなくなっている、という点である。

この多元性を引き受けるものとして、近代「社会」における中核的な価値理念とされるのが、「個人の自由」である。ここで想定される「自由検討の精神」を内面化した個人とは、既存の社会規範を疑い自己形成を自律的に追求する合理的な存在である。さらにデュルケムにおいて、「自由」は抽象的原理のレベルではなく、具体的な「習俗(sansun)」のレベルにおいてとらえられていた。「自由」を保障する基盤を制度や機構のみならず「習俗」に見出すことは、明らかにモンテスキューの「一般精神」論、トクヴィルの「習俗」論を引き継ぐ流れの上にある。デュルケム「社会学」は、自ら「法と習俗の物理学

(physique des mœurs et du droit)」とも言い換えているように[LS 4]、「フランス自由主義」における「習俗」への着目を押し進め、分業の進展した政治社会構造を支える「習俗」を「科学」的に探求するものとして、新たに創出された学問体系に他ならなかった。

第三に、近代「社会」の「集合意識」の内実としてこの「自由」を内包して成立する「道徳的個人主義」という社会規範が、同時に唯一の社会的結合の原理として、消極的自由の擁護にとどまらず、政治体を構成しそれを基礎づけるものともされている、という点である。第一章において「フランス自由主義」における「社会」概念を考察した際、それは「社会」の側が政治を基礎づけ、「参加」の精神を促すことによって、権力の断片化と脱中心化という企図の内に部分的に共和主義的自由の観念の再生を試みている、とするリクターやテイラーの指摘を紹介した。ここで前提にされている自由で能動的な個人像を、デュルケムは「道徳的個人主義」という規範において見出そうとしていた。すなわち「道徳的個人主義」を内面化した個人とは、自由と合理性に最大の価値を置く個人であると同時に、社会への依存を自覚し他者との共感を有する点で、「社会」への自覚的な参与者でもある。デュルケムはこのような規範を、階級や

職業によらず、社会成員の全体に共有されなければならないとした。またそれは近代社会における唯一の社会的紐帯として、分業の進展に見合う社会組織が存在することによって、生み出されるはずのものと考えられていた。

したがって、デュルケムにおいて道德的構造の再編および「政治」の再構成は、この「道德的個人主義」概念を中核とし、この規範を確立し具体化するための社会組織の再編として構想されることになる。

「個人主義が個人主義であるためには、習俗や社会機関に影響を及ぼさなければならないが、それが現実には浸透し、現実に適合する一群の慣行や制度を作り出すことなく、いわば思弁的夢想の中にすっきり霧散してしまうことも少なくない。…個人主義的道德の確立のためには、それを宣言したり立派な体系にするだけでは足りないからであり、この確立を可能とし、永続させるように社会の方が変革されなければならないからである。」[LS 95]

この場合、統治機構の活動だけが特別視されるわけではない。ルソー批判およびサン・シモンへの評価に見られたように、「道德的個人主義」という抽象的・一般的規範を多元的社会において根付かせるためには、国家と個人、全体と個別との間に

立つ媒介的社会組織が要請されるのであり、それこそが同業組合構想である。こうしてデュルケムにおいて、同業組合の再建を中核とした社会—国家関係の再構成は、部分的なトクヴィルの伝統の継承にとどまるのではなく、彼の出発点にある実践的問題関心と道德的領域を対象とした「社会学」の体系、さらには近代「社会」観の内容という全体の中から生み出される必然的な帰結である。彼の国家論が抽象的・規範的なものとどまり、むしろ具体的な「政治」論の中核は同業組合論にあるのも、ここに原因がある。そこで次章においては、以上の問題構成をあらんだ「社会」観からする「政治」のヴィジョンの再構成がいかなる内容のものであるか、を検討することにした。

第二章第二、三節註

(1) その他同様の指摘は「宮島 [1978: 29ff]」などや、否定的なニュアンスではないが「Lacroix 1990: 114, 122」にも見られる。一方ギデンズはパーソンズによって定式化された実証主義—理念主義という解釈図式に対し、初期と後期の一貫性を強調する立場を取っている「ギデンズ 1986: 186f」。

(2) 専門機関の有する特殊な意識に対する社会全体に共有された集合意識を指している。詳しい内容は第三章第二

節国家論を参照。

- (3) [Lukes 1973: 166]・[Nisbet 1975: 30f]・[キデンズ 1986: 229] 等参照。
- (4) ポッジはこれを「功利主義的な契約モデルに還元できる」[ポッジ 1986: 169, 173]と述べている。ただし『社会分業論』の中でも前半部と後半部には記述にずれがあり、そう言い切ることに問題が残る。
- (5) [バーソンス 1992: 53ff]・[北川 1994: 69ff]・[Lacroix 1981: 112ff] 等。
- (6) 北川によれば『社会分業論』を発表した後ポール・ジャネ (Paul Janet)、レオン・ブルンシュヴィツケ (Brunschwig)、エリー・アレヴィ (E. Halévy) らリベラリストから機械論・決定論という批判を受け、デュルケムはそれに対応する必要に迫られた [北川 1994: 70f]。
- (7) 以上の整理に関しては「ポッジ 1986: 184f」を参照。
- (8) ただしデュルケムはこの段階で「制裁」を「事実」に内在的な特質である」とし、「その証拠に、私がこれに抵抗しようとするや否や、強制は事実となつて現れる」[LM4]と述べている。この言明は、デュルケムがこの段階では物理的な結果と社会的制裁とを区別できていなかったことを示している。しかし後になると、ある基準に抵触した際の帰結について、「違反行為の機械的帰結として生じる」悪い結果と、「既存の基準に抵触すると
- いうことから生じる結果」としての「制裁」とを区別するようになる [SP 60-62]。前者は例えば衛生基準を破ることから病気になるように、事物の観察によって導出される基準であるが、後者は事物の性質とは関連しない社会的世界における規範を意味している。この違いを認識することによって、「社会」の事物や環境から自律した性格に対する認識は一層深化する。なお [バーソンス 1992: 109-122] も参照。
- (9) 「実在」という語の意味に関しては次のように言われる。「それ」[社会現象の基体、引用者] はあらゆる個人意識が互いに結合し組み合わされて形成される基体である。この基体は部分によって構成されている全体に他ならないから、何ら実体的なもの (substance) でもなければ、本体論的なものでもない。とはいえ、それを構成している諸要素と同じように実在的なもの (real) であることに変わりはない。」[S 361]
- この言明によればデュルケムは、「実体」すなわち具体的経験的存在と、「実在」すなわち特定の分析的カテゴリー上での存在とを区分している。「社会」とは経験の実体ではなく諸個人の意識の内のみ認識される存在である。しかしこの立場を貫徹した場合、「社会」を自然科学の類推において客観的な「もの」ととらえる方法論とは矛盾をきたすことになる。この点は宗教研究を経ることによつ

て、修正が加えられることになる。すなわち「社会」とは、諸個人に外在し拘束を加える「もの」であるよりも、諸個人に内在し能動的に形成・維持される理念的存在とされ、この理念を表象するものとして象徴・儀礼・制度が重視されるのである。

(10) 時代背景等については多くの研究があるが、さし当たり [Lukes 1990]・[浜口 1989]・[宮島 1977: 247-267] を参照。

(11) もし諸成員に一定の知的および道徳的共有が存在しなければ、その社会に凝集性が存在しないのは明白である。「[SA 271]」とするこの「社会学上の真理」が、後の社会学において大きな争点となったことは周知の通りであるが、ここでは触れない。

(12) 「個人主義は：今後はわが国の道徳的統一を確立しうる唯一の信条体系である」[SA 270] という主張はそのことを端的に示しているだろう。この論文自体が、「道徳的個人主義」の拡張という歴史的「法則」を実証する内容ではなく、その確立を呼びかける規範的な主張を多分に含んだものに他ならなかった。

(13) ハーバマスのデュルケム批判はこの点に向けられる。「社会システムの分化の進展と統合力ある独自の道徳の形成との間には因果連関がなければならぬ。ところが、このテーゼを証明するための経験的証拠は、まっ

たく見当たらない。近代社会はそれとは別のイメージを提供している。高度に複雑な市場経済メカニズムの徹底的分化は、有機的連帯を保証しうる規範志向を生み出さないままに、伝統的な連帯を破壊する」[ハーバマス 1987: 137]。

ただし本文でも触れるとおり、デュルケムも「分業」と「道徳的個人主義」とが経験的に関連しているわけではないことを認識しており、そこで新たな道徳を一般化するための社会的組織、つまり同業組合の再建を「政治」的課題とするのである。同様の点についてはギデンズも触れている [ギデンズ 1986: 229f.]。

(14) この「アノミー」がトクヴィルの言う「利己主義 (egoisme)」に、「エゴイズム」がトクヴィルの言う「個人主義 (individualisme)」にそれぞれ酷似していることは、しばしば指摘されてきたところである。ただしトクヴィルが民主的社會において特に「個人主義」を問題としたのに対し、デュルケムは「アノミー」を産業化の進展する社会に特徴的な病理としている。ここには両者の思想における重点の置き方の相違が伺える。

(15) しばしば指摘されてきたように、「アノミー」概念は『社会分業論』と『自殺論』とは相違がある。『分業論』では、諸機関相互の関係が規制されないような状態を意味しているが、『自殺論』では、個人の欲求を抑える規範

の弱体化した状態を意味している。

(16) ここで「アノミー」と「エゴイズム」の関係について補足しておきたい。この二つの概念に関してはこれまで多くの研究が蓄積されてきているが、特に両者を概念的に区別することが不可能であるという指摘が、しばしばなされてきた(例えば「Johnson 1990: 42ff」、'ポッツ 1986: 188ff」など)。確かに「社会統合」と「規範的拘束力」との区分に立脚するこの二つの概念的区分には、曖昧な点があることは否めない。しかしながら、「自由検討」を内面化した「道徳的個人主義」という規範が「エゴイズム」の抑止には機能しない、という指摘があるとおりに「個人主義はかならずしもエゴイズムではないが、しかしこれに近いものを持っているので、個人主義が鼓吹されるとどうしてもエゴイズムもそれだけ発達しないわけにはいかない」[S 406]—これとは逆に、プロテスタンティズムとカトリックとの自殺率の差を論じる部分では、「自由検討」を認めるプロテスタンティズムが統合とともに「集合意識」≡規範を弱体化させていると論じているかのようと思われる記述も見受けられる [S157] が、後に、キリスト教から「自由検討」を内包させた「道徳的個人主義」という新しい規範が生じたと指摘される [Sa 222] ことによって、この点は修正されている—、デュルケムは規範が共有された状態と、「エゴイズム」を

抑止するような社会的統合状態とを区別していると考えなければならぬ。ここから伺えることは、デュルケムの近代「社会」像とは、各人の自由な探求の精神によって個人が既存の社会関係から離脱する危険性を常にはらんだ、きわめて緩やかに統合された社会である、ということである。

(17) この状況認識はトクヴィルが『アメリカにおける民主制』の中で述べている次の認識とほぼ一致するものである。「民主主義革命は、社会の物質的なものにおいては機能したが、この革命を有効なものとするのに必要な法律、理念、習慣 (habitudes)、習俗 (mœurs) における変化をもたらさしはしなかった。」[Toqueville 1951: 6]

ここには個人の自由や自治といった理念の基盤を社会制度やモアレスといった次元に求める両者の志向の共通性が示されている。

(18) 後期デュルケムが宗教に着目するようになった理由としては、ユダヤ教の家庭に生まれたという伝記的事実 ([Lacroix 1981: 128ff] など) や、特に教育方針を巡ってカトリック勢力に対する共和派の「世俗化」が推進され、伝統的信仰の解体がもたらされる一方、新しい社会的紐帯が確立されていなかったという当時の時代背景、さらに理論的な理由として道徳の内蔵性、自発性、制度の役割に関する認識の深まりなどが指摘されている (「パーソン

ンズ 1992: 153-211]、[Alexander 1982: 235-279] など多数)。本稿はこのうち宗教研究によって最終的に到達された「社会」観のみに着目して整理する。彼の宗教論全体を評価の趣上に乗せる作業は本稿の範囲を超えるため、ここでは扱わない。

(19) ただしデュルケムにおいてこの「参加」や「自発性」の契機は、トクヴィルのような政治参加、ヴォランタリー・アソシエーションとして現れることはない。両者の共通性は、政治体制を支える「習俗」への着目をデュルケムが独自の「社会」概念の確立によって押し進めたという点までであり、その先の「政治」のヴィジョンにおいては、むしろ「フランス自由主義」とデュルケムとの「断絶」が集約的に示されることになる。この点についてはデュルケムの「政治」像を考察する第三章で詳しく検討したい。

第三章 「社会」概念による「政治」観の再構成

これまでの叙述において、「フランス自由主義」を参照軸とした一九世紀フランス政治思想の文脈の中にデュルケムを位置づけ、その「社会」概念には生まれた政治的問題構成への対応

を、読み解いてきた。第三章では、以上の考察を踏まえた上で、デュルケムの「政治」思想の全体像の考察へと進むことにしたい。デュルケムの政治論全般に関しては、これまですでにラクロワの業績を始め、幾つかの行き届いた研究がなされてきた。⁽¹⁾ これらの業績の中でしばしば指摘されてきたことは、デュルケムの国家論において国家権力固有の性質、国家が特定階級の支配の道具となる可能性、社会的紛争や対立の深刻さなどが十分考慮されておらず、また国家の中立性や道徳的優越性が安易に前提にされている、ということであった。⁽²⁾

これに対して本章では、そこに指摘されたような国家論を中心としたデュルケムの政治論に関する評価、およびその現代的意義に触れることはしばらく措き、これまでの考察から明らかになった点に依拠しつつ、次のような視角を設定して「政治」像を検討する。

第一に、デュルケムの「社会」概念から帰結する理論的課題は、国家と個人を媒介する中間領域での「組織化」に置かれている、という点である。これまでの考察において、デュルケムの「社会」概念自体が当時の政治的問題構成に応えるものとして形成された、という側面が指摘された。したがってここで考察の対象とする「政治」像とは、必ずしもデュルケムの用いる

「政治」という概念に限定されず、また国家のみを指すものではない。それはむしろ、「社会」と国家との関係づけのあり方全体を含むものとしてとらえる必要がある。この章では、「政治」の概念を厳密に定義しその領域を定めることよりも、「社会」概念と関連づけられたその「政治」像の独自性を明らかにすることを目的とする。

第二に、そこでデュルケムに最も重要視される組織が同業組合(corporation)⁽³⁾であり、この章でも同業組合を中心的な検討の対象とする、ということである。そこで問われるべきは、なぜ同業組合が提起されなければならなかったのか、それは同時に見られた他の議論とどのように異なっていたのか、という点であり、さらにそこで「政治」的役割はどのように描かれ、国家とはどのように関係づけられたのか、という点である。

以上のような視角に従って、以下同業組合構想(第一節)、国家論(第二節)の順に取り上げることとし、最後にデュルケムの「政治」像をまとめ、その展望について若干の分析を行う(第三節)。

第一節 同業組合構想

第二章で見たように、デュルケムは当時の「社会」を大きな変動の渦中にある不安定な状態と見なしていた。特に中期の段階では、「社会の解体」の危機が強く意識され、何らかの対策を講じることは「急を要する」課題であると認識された。同業組合構想は、初期『社会分業論』の段階でも若干触れられているものの、ほとんどは中期の段階、すなわちその危機が最も深刻に認識された段階に、繰り返し主張される実践への提言である。それは理論的厳密性よりも実行の緊急性の方が重視されたものであり、具体的な制度論としては不十分なものとどまっている。しかし他方では、彼の「社会」概念には生まれた政治的問題構成と照らし合わせて見た場合、それは独自の「政治」のヴィジョンを示すものとして解釈することができる。

これまでの研究において、同業組合構想は、一方でトクヴィルの中間集団論を受け継いだ政治的多元主義の流れの中で、他方ではファシズムの政治体制につながるものとして、解釈されてきた⁽⁴⁾。このような幅のある解釈を許すこと自体が、同業組合構想に、容易に理解しがたい多様な契機がはらまれていることを示している。ここではそれらの諸契機に配慮しつつ、そこに示される「政治」のとらえ方を、できる限り統一的に把握しよう努めたい。

(一) 特徴

まず以下において同業組合という組織の特徴と、同時代の議論の中で同業組合構想の占めた位置づけについて、簡単にまとめておく。その第一の特徴として挙げられるのは、それが経済組織であるという点である。デュルケムによれば、19世紀の社会においては「経済関係が社会生活の…主要な事実となつて」[So.175] おり、社会統合の基盤は経済組織でなければならぬ。したがつてそこに含意されているのは、家族・地域的共同体・宗教といった伝統的な集団に依拠する社会統合の構想に対する批判である。一八九〇年代のフランス第三共和制においては、デュルケムにとどまらず、自由放任主義を批判し原子化した個人を「組織化」する様々な構想が存在していた。例えば家長制的な家族や地域社会を強調する伝統主義、それと結びついて宗教的権威に基づく秩序形成をもたらしとするカトリシズムの主張は、当時議会勢力と結びついて、一定の影響力を有していた。それに対してデュルケムは、次のような批判を加える。それらは社会的諸機能の分業化を考慮しておらず、交通の発達、個人的意識の多様化という社会の変化を認識していない。もはや家族・地域社会は個人が一時的に所属する集団にすぎず、また宗教は「自由検討の精神」の発達にともなつてその一体性

を喪失している。したがつてそれらは、個人の所屬の基盤とはなりえない。[S.430, 433f, 449f]。

さらに、同業組合への依拠は、「フランス自由主義」に見られたような非経済的目的のためのヴォランタリー・アソシエーションや、自らの政治的意思を実現するための政治的結社に対する、デュルケムの低い評価をも示唆するものである。特定の社会的機能を担う存在として個人をとらえるデュルケムにとつて、「分業化」に基礎を置かないヴォランタリー・アソシエーションは、社会的に重要な組織とは見なされていなかった。⁽⁵⁾ さらに、職業的関心を離れたある政治的目的に基づく結社の形成に関しては、個人が国家の具体的活動に関心をもち、自らの意思を直接国家に反映しようとする状態を、デュルケムが「アノミー状態に由来する」異常な状態、と見なしていたことが考慮されなければならない。[S.141]。それは「本来個人にふさわしくない役割」であり、現に普通選挙制がうまく機能していないのは、個人にそのような役割を期待しているからである。[S.137]。むしろ個人に必要なことは、「自らの職業的関心に没頭」しながら適切な代表者を選ぶことに他ならない。[S.141]。

以上のようにして、デュルケムが同業組合に着目したことは、

彼が社会の「分業化」を重視し、個人を抽象的存在としてではなく、特定の社会的機能を担う存在としてとらえていたことを示している。⁶⁾

ただしデュルケムは、単に経済組織における「分業」のみを重視していたわけではない。同業組合の特徴として注意されるべき第二の点は、それが個人の全人格を包摂する伝統的な同業組合とは明確に区別されていることである。この時代デュルケムだけでなく、「社会カトリシズム」の中にも、家父長制的な家族と伝統的な同業組合とを宗教的権威に結びつけることによって、社会全体を有機的に統合しようとする構想が見られた。「オーベール 1997: 310, 330」。それに対しデュルケムは、「同業組合をかつてのままの姿で再建することは、明らかに問題外である」とし、それが権威主義的な原理を有した個人を包摂する集団とならないよう、「国家に結びつけられる」べきことを強調する[LS77]。同業組合が国家と関連づけられることには、宗教的権威に対して国家の権威を対抗させるという意味だけでなく、さらに次の二点が含意されていると考えられる。一つには、後に見るように「道徳的個人主義」を実現する機構として国家をとらえることによって、同業組合を個人主義的原理に基づく組織へと「社会化」することである。いま一つは、国家と

同業組合を相互に拮抗する集団ととらえることによって、その相互抑制の中に同業組合に属する個人の自由の保障を見出すこととするのである(以上は第二節を参照)。

さらに、同業組合の特徴の第三として、それが経済組織であると同時に道徳的組織でもある点が強調されなければならない。デュルケムは「社会」の機能分化の進展を承認した上で、社会統合を機能的な結合と組織化に基づくのではなく、背後にある規範的共有に基礎づけられたものと見なしている。同業組合は、経済的機能分化に対応する組織であるというだけでなく、むしろそこで意識の多様化した諸個人の道徳的な所属基盤となり、「アノミー」を抑止するという点に、重要性が見出されている[LS67]。したがって同業組合構想は、経済的利害対立によって貫徹された組織に基づく個人の「組織化」の構想一すなわち、自由放任主義の下での資本形成・企業の組織化や、それと対抗する労働者階級の組織化という構想一とも対立することになる。例えば革命的サンディカリズムの主張するような、階級意識に立脚した労働組合の形成については、次のように批判される。

「労働者を生産者に還元することは一つの抽象である。労働者の属する知的・道徳的生活というものが存在している。……労働者を生産者でしかないと述べることは、過去の経済

主義者の誤謬を犯すことであり、ホモ・エコノミクスという古めかしい観念を復活させることである。」[SA 286]

ここでは労働者と資本家を別個の階級に分ける見方に対し、「社会」に共通する規範の存在が対置される。「社会」を階級的利害対立によって規定された組織に基づいて「組織化」することは、彼の「社会」観とは相容れないものであった。

以上のようにして、同業組合の特徴とは、経済活動を中心とした「分業」化に対応し、意識の多元化した諸個人の精神的な帰属の場となることであつた。そしてそれは、伝統主義、カトリシズム、フランス自由主義、社会主義などとは異なる社会統合の構想を意味していた。そこで次に問題となるのは、このような同業組合の「組織化」によって、既存の政治像にいかなる転換がもたらされ、国家との関係はいかに描かれるのか、という点である。

(二) 政治的役割

同業組合の政治的役割について、これまで最も着目されてきたのは、国家との対抗という側面であつた。確かにデュルケムの「政治」像の大きな特色は、複雑化した近代「社会」が、国家による直接的介入の不可能な領域と見なされている点にある。

「国家はいわば一般的で単純な作業を行うために作られた鈍い機械である。国家の活動は常に画一的で、限りなく多様な個々の事情に従うことも、それに順応することもできない。…労働時間、保健衛生、賃金、あるいは保険や救済の事業が問題になる時、善意の人々はどこにおいても同じ困難に直面する。何らかの規則を設けようとする、規則の柔軟性の欠如から、それを経験的に適用することに困難が生じるのである。」[S 266]

ルソー批判の紹介の部分でも見た通り、デュルケムの課題の一つは、肥大化した「社会学的怪物 (monstruosité sociologique)」[DT xxxii]である国家の抑圧から、個人の自由を守る、という点にあつた。この観点から見れば、同業組合構想とは、「社会」の側の自律的な組織化によって国家の過重な機能を引き受け、その権力を「分権化」する「職業的分権化 (dénatalisation professionnelle)」[S 449]の構想である。具体的に同業組合によって担われる権限とは、労働協約・賃金配分・産業衛生などの労働条件や財の配分に関する立法化、労使紛争の調停、貧困層の救済や共済といった社会保障活動、さらに社会教育・文化活動などである [LS 77; DT xxxi]。言い換えれば、当時問題化していた立法・司法・行政の領域に渡る「社会問題」全般への

対応が、そこに込められている。

こうした権限を担う同業組合の政治的役割とは、「社会」に権力を浸透させていこうとする国家に対して拮抗関係に立ち、個人の自由を保障するという点にある。

「国家という集合力が個人を解放する存在たりうるためには、それ自らが拮抗力を必要とすること、国家は他の集合力によつて、つまり…二次的集団によつて制約を受けねばならないということ…社会的諸力のこの葛藤の中から、個人の自由は生まれるのである。」[LS98f]

「この結果に至る「国家を正常な状態に戻す」引用者」ための手段は、国家の影響力に服してはいるが、国家の外部にあり社会の内部にあるより（地域的・職業的に）限定された集団、しかし確固として構成され、中央権力の侵入に對抗するに十分な個性と自律性を備えた集団の存在である。個人を解放するのは、中央の統制機関による抑制ではなく、多元的な中心部 (centres multiples) が相互に協力し服する場合には、その中心部を多元化すること (multiplication) なのである。」[Durkheim 1975: 171] (全て傍点は引用者)

ここには国家の「専制」に対する多元的「社会」の拮抗という、

「フランス自由主義」から引き継がれた政治的ヴィジョンが最も鮮明に示されている。

しかしながら、同業組合構想は、国家対「社会」という図式によつて説明が尽くされるわけではない。同業組合は他方で国家と「結びつけられ」、国家の活動を基礎づける「現代政治組織の基礎」[Dixson] となる、とも言われている。彼の「社会」概念には生まれた政治的問題構成から帰結する、この同業組合の両義的役割こそが、同業組合構想の分かりにくさと独自性を、最も良く示すものである。

「政治組織の基礎」とは、具体的に何を意味しているのだろうか。第一に、単純に指摘できることは、既存の地域的区分に代わつて、同業組合が国家を構成する代表者の選出機関となることである。

「それぞれの職業の利害に関することについては、それぞれの労働者がよく通じている。したがつて労働者は、同業組合の共通の問題を最も適切に処理できる人々を選ぶことに關しては、無能ではない。他方、同業組合が議会に送り込む代表者は専門的能力をもつてそこに参加し、この議会はとりわけ相互の職業間の関係を調整しなければならぬため、こうした問題を解決するのに最もふさわしく構成さ

れることになるだろう。』[LS 137]

この典型的な職能代表制の構想は、当時の政治状況の中で、一方でフランスの「ボナパルティズムの伝統」に象徴される民衆勢力と、他方における革命的社会主義といった反議会勢力に対抗し、「普通選挙制」の「うまく機能していない」第三共和制にあって [LS 137]、代表制を維持するための改革の構想だったと見なすこともできる。ただし同業組合を「政治組織の基礎」に置くということは、代表制度の改革のみを意味するものではなかった。

その第二の意味は、同業組合が国家と個人を媒介することによって、「民主制」―国家と諸個人の間での絶えざる「より緊密なコミュニケーション」[LS 122]―を実質的に成り立たしめる、ということである。同業組合が「政治組織の基礎」となるということは、それが代表制の基盤となるにとどまらず、国家と個人の不断の「コミュニケーション」を可能にすることによって、「道徳的個人主義」という規範を生みだし、社会に根付かせる、ということをも意味していた。同業組合を道徳的組織としてとらえたデュルケムは、国家との関係、「組織化」、「民主制」といった政治に関わる問題を、社会規範の確立という契機によって捉え直し、同業組合の最も重要な政治的役割を、

その点に見出したのである。

彼によれば、道徳的一体性を有した同業組合から選出された代表者が議會を構成すると、そこにおいて「自ずと社会の統一性」が「自覚」される [LS 137]。

「この統一性は、以上のようにして緊密に接触することになる様々の職業の代表者たちの間に成立する諸関係から、自然と生まれてくるに違いない。」[LS 137]

こうした「社会」の多元的諸要素の自生的な「内的連帯」の結果、国家によって体现されるべき道徳的「權威 (autorité)」が確立される [DI 35]。そしていったん創出された「一般的」意識は、個人や集団の「特殊主義」的意識に対して働きかけ、「共通のことからについての考え」を人々の中に「目覚め」させることになる、という [S 439]。

同業組合の確立によってデュルケムに描かれた「政治」のヴィジョンとは、このような国家と「社会」の間の不断の「コミュニケーション」の「循環」であり、それを通じた社会規範の確立と、個人の意識の陶冶であった。

「統治権力はもはや自己完結的なものであることをやめ、社会の深層にまで降りてきてそこで新しく形成し直され、また出発点に立ち戻っていく。いわゆる政治の世界で起こ

る事柄が万人に観察され統制され、さらにこの観察や統制、そこから生じる反省の結果が、統治の世界に反作用を及ぼす。」[LS115]

さて、このような抽象的な「政治」のヴィジョンを見た場合、それは具体的な構想として、社会の「自律性」の強調にも関わらず、実質的には国家のパターナリスティックな権力行使を容認するものとなるのではないか、という疑問が抱かれる。この点を検討するために、以下一八九〇年代の第三共和制において「公定イデオロギー」としての位置を占めていた、レオン・ブルジョア(Léon Bourgeois)を主導者とする「連帯主義(Solidarism)」を取り上げ、これとの比較について論じてみたい。両者の構想はともに、自由放任主義と革命的社会主義の双方の間に立って、漸進的な社会改革を主張し、特に反教権主義的な道徳的価値を掲げて社会統合を成し遂げようとしている。そこで国家は道徳的価値を実現する機構として認識される、という共通点を有しているからである。

まず連帯主義によれば、社会は個人の「疑似契約(quasi-contract)⁽⁹⁾」によって成り立つものである。個人は自由⁽¹⁰⁾に先立つ社会的義務を負っており、諸個人の自由な競争関係よりも、友愛に基づく相互依存関係が重視されなければならない。「第一が連

帯、次が平等もしくは正義……最後に自由。私にとつては、以上が三つの理念の必然的な順序であるように思われる。」⁽¹⁰⁾「具体的な政策としては、自由放任主義と革命的社会主義の双方に対抗する折衷的な社会改良主義、つまり社会的連帯を実現するための国家による社会介入的な立法が主張される。例えば労働時間の短縮、労働者への住宅の供給、労働組合などの結社の自由の承認、公的援助、累進課税、社会教育の積極的な推進等である。こうして連帯主義は、思想の上では友愛に基づく自発的な結社の集積として社会をとらえつつも、現実政治の舞台においては、国家による社会への積極的な介入を正当化するイデオロギーとなるのである。」⁽¹¹⁾

デュルケムの同業組合構想は、連帯主義に見られるような、国家の活動領域の拡大による社会への介入、という方向性と異なる方向性を持っていたのだろうか。これまでの多くの指摘の通り、両者の間に明確な線を引く証拠を見出すことは困難であるとも言える。⁽¹²⁾ただし両者の構想の具体的内容を詳細に検討した時、少なくとも次の二点においては、両者の間にはデュルケムの思想の特徴を明確化する上で無視しえない相違が見出される、と言わなければならない。

第一に、デュルケムの構想において実際に社会改革の立法活

動、相互扶助、専門的な社会教育を行う主体とされていたのは、同業組合であったという点である。連帯主義がこれらの活動を行う主体を国家と想定していたのに対し、デュルケムの構想は国家が多元化した「社会」に深く介入する力を持たないことを強調する点において、むしろ「社会」の側の自律的組織化に期待するものであったと考えることができる。

この点は、次の第二の相違にも深く関連している。連帯主義を主導したレオン・ブルジョアが急進社会党を代表する政治家として、一八九六年に首相を経験したのを始め、政治の舞台で活躍したのに対し、デュルケムはわずかな例を除けば、政治的实践に深く関与することはほとんどなかった。この違いは一体何を意味しているのだろうか。当時の議会政治に対するデュルケムの次のようなとらえ方が、その根拠を示している。彼は当時の議会政治を「見せかけだけのもの」とし、その成果を「偶然の集まりからできあがったもの」と考えていた。⁽¹³⁾それは代議士の個人的な利害関心や気質によって左右され、「社会」に深く根付いたものになっていない。彼の関心は、議会政治に参画することによって国家の立法活動による社会変革をもたらすことにはなく、むしろ「社会」の道德的構造を再編し、そのことを通じて国家と「社会」の関係や、「政治」のあり方自体を根

本的に再編することに向けられていたのである。彼が現実政治に関わることに禁欲的であり続けたのは、その関心が非政治的であったからというよりも、むしろ現状のままでは政治が機能しえないと考えていたからである。以上の観点からすれば、デュルケムと連帯主義との「実践」に対する態度の相違は、「政治」とらえ方自体に内在する本質的な思想的分岐点を示すものであったと言うことができる。⁽¹⁴⁾

最後に以上の議論を整理しよう。デュルケムの同業組合構想は、「政治」組織の中核を、国家ではなく同業組合に期待するものであった。それは、一方で経済的領域における「分業化」という社会条件に立脚しつつも、他方で諸機能の「分業化」による多元化を越えた、社会的な共通規範を生み出すための「道德的」な、「コミュニケーション」の媒介組織であった。またそれは、一方で国家に対抗する「社会」の自律性を体現し、保障する組織であると同時に、他方では「自発的に」生み出された一般的な意識を「社会」に根づかせ、諸個人の意識を陶冶する組織でもあった。このように同業組合構想は、「分業」と「統合」、「自由」と「組織化」といった様々な意味における両義性を引き受け、それらを結びつけようとするところに生まれたものであった。デュルケムが、家族や地域共同体、カトリシズム、

自発的結社、政治的結社、社会主義、連帯主義などと異なり、同業組合のみに依拠せざるをえなかったのは、そのような課題を自ら引き受けたからに他ならなかった。

(三) 問題点

しかしながらこの構想は、その課題を解決するものとしては、幾つかの無視しえない問題点を残している。以下二点にわたって、その問題点を指摘しておきたい。

第一は、同業組合とそこに所属する個人との関係についてである。デュルケムは、個人の所属すべき集団一般ではないにせよ、「政治的組織」としては、同業組合のみを想定していたように思われる。個人は同業組合を通じてのみ、国家と「コミュニケーション」を行うことができ、自らの政治的意思を表明することができる。その根拠は、特定の社会的役割を離れた「抽象的個人」なるものは存在しえない、という彼の確信とともに、現代における社会生活の主要な位置を占めているのは、肥大化し機能分化した経済活動にある、という彼の認識に求められる。しかしながら、個人の道徳的多元化が、経済的領域での「分業」に還元される、というのは根拠のない想定であるように思われる。デュルケムは、「分業」の進展が同時に、既存のあら

ゆる社会規範を疑う「自由検討の精神」を生み出し、それを内面化した自律的な個人を生み出すことを指摘している。そうだとすれば、「分業」が生み出すものは単なる役割の分化―その前提には、それぞれの役割はより上位の目的によって調和し統合される、という想定がある―だけではなく、より根源的な、上位の目的には包摂不可能な価値の多元化だったのでないだろうか。

これに関連して、デュルケムは同業組合への加入が強制であるか自発的であるかについて、「私にとってこの問題はほとんど興味のないものである」[DT 76]と述べている。なぜなら、「同業組合体制が成立した時から、孤立したままの個人はあつた無力な状態にとどめおかれることになるのだから、強制される必要もなく、個人は自らそこに所属することになる」[DT 76]からである。この言明は、同業組合への強制的な所属によって抑圧される「個人の自発性」の領域が存在しうることを、デュルケムが認識していなかったことを示している。しかし上位の目的への包摂が不可能であるような多元化した価値を有する個人が、その政治的意思の表明の機会を同業組合という組織の枠に限定されることは、自発的な意思表明への抑圧としても働きうるのではないだろうか。

以上の点からすれば、デュルケムの同業組合構想は、個人と集団との関係について、次のような問題を有していたと指摘することができよう。社会的諸機能の「分業」化は、経済的領域に限らず—それが最も重要であつたとしても—様々な層での役割の分化を同時に引き起こしていたのであり、デュルケムが「政治的組織」を同業組合に一元化したことは、そのような変化に対する過渡的な、極めて不十分な対策にとどまるものではなかつたか、という点である。⁽¹⁵⁾

第二は、同業組合と国家との関係についてである。デュルケムの構想によれば、各同業組合から選出された代表者による議会での交流の結果、国家は道德的権威と役割を与えられる。しかしながら、経済的機能分化に基づいた組織の代表者が、いかにして道德的合意を生み出さうものだろうか。それは利害の対立や駆け引き、権力を用いた抗争に陥らないものだろうか。そのプロセス自体の問題は、デュルケムにおいて正面から問われていない。

以上の点を別の観点から述べると、次のような疑問ともつながる。同業組合は、国家への拮抗と、国家の影響力への服従という、両義的な役割を担うものとされる。しかしそもそも、この二つの役割は同一の組織において両立しうるものなのだろうか。

か。両立しうるとすれば、それはいかにして可能なのだろうか。⁽¹⁶⁾このように見た場合、デュルケムの構想にはより一般的なレベルにおいて、およそ次のような問題がはらまれているとすることができよう。すなわち社会的諸機能の「分業化」に基づく「組織化」の構想は、必然的にそれに見合う道德を生みださるのか否か、という問題である。それは換言すれば次のようにも表現できる。当時デュルケムは、経済的領域での「分業化」に対応した組織の形成と、個人の自発性や自律性を内包する社会規範を拡張し根付かせるといふ、二重の課題を担っていた。果たしてこの二重の課題は、両立しうるものだったのであるか。あるいはデュルケムは、いかなる形でこの両者が両立しうると考えていたのだろうか。

以上の疑問点をこれ以上論じることが、ここでは留保しておきたい。次に同業組合の再建によって具体的役割を与えられた国家像について、検討を進める。同業組合論から国家論へと議論を進めることは、デュルケムにおいて「組織化」の結果として生み出されるとされる、普遍的道德の内容がいかなるものであつたか、を論じることの意味しているからである。その内容を明らかにすることによつて、組織化と個人の自発性は、デュルケムの中でどのように調和しえたのか、という問題を考察す

る手がかりを得ることができらるであらう。

第二節 国家論

「社会」の自律性を思想の基盤に置こうと意図するデュルケムにおいて、国家は両義的側面の一つの極、すなわち「自律」に対するバターナリスティックな意識の陶冶、「特殊」に対する「一般」「普遍」、分化に対する「統合」を体現したものに他ならない。したがってそれは、同業組合論に比べてより平板で、象徴的であることは否めない。しかし同時にそれは、同業組合の「組織化」によつて導かれる「政治」のイメージを、端的に示すものでもある。この節では、国家論に表されるデュルケムの「政治」のヴィジョンを中心に、考察していきたい。

(一) 「社会」と国家

まず最初に、「社会」との関係における国家の位置づけを確認しておく。それは初期から後期にかけてかなりの一貫性を示している。

初期『社会分業論』においては、「社会」における国家の關係が身体における「脳髓神経」に例えられ [DT 198]、次のよ

うに言われている。

「政府は必要な時にいつでも「全体の精神と共同連帯の感情」を想起させるだけで十分であり、またこうした作用は政府だけが遂行する資格を持つ。」 [DT 352]

ここでは国家が「社会」の細部にまで介入するのではなく、その道徳的な共同性を体現するものとされている。「社会」の統合を支える主要な力は、国家による統制ではなく「内的連帯」、すなわち諸機関の機能的な結合である。

「あらゆる有機体と同様に、組織的社会を統一させるのは、諸部分の自発的な一致であり、高級中枢の規制作用と全く同様に不可欠であるのみならず、その必要条件でもある、

あの内的連帯 (solidarité interne) である。」 [DT 351]

もちろん「社会」を道徳的領域ととらえるデュルケムにおいて、機能的結合は安定した統合をもたらすに十分なものではない (初期においては、その認識は曖昧であつたにせよ)。国家は「社会」の「内的連帯」を体現することによつて、道徳的な權威を有し、「社会」の統合を維持するという役割を担うことになる [DT 349]。

中期の『社会学講義』においては、国家が次のように定義されている。国家とは「政治社会 (société politique) の權威を代

表することを任務とする特別の公務員集団 (groupe spécial de fonctionnaires)』である [LS 84]。フ)で「政治社会」とは「ある同一の権威に服する相当数の二次的社会集団の結合によって構成され、他の正規に構成されたいかなる上位の権威にも服さない一社会」[LS 81]と定義されている。つまり二次的社会集団を包含する最も大きな「社会」を意味し、国家とはこのような全体社会の「権威」を代表することによって、その特別の機能を有する機関であると考えられる。

最後に、後期の論文である『世界に冠たるドイツー精神構造と戦争 (L'Allemagne au dessus de tout: La mentalité et la guerre)』(一九一五)における、次のような重要な一節も一瞥しておきたい。彼はこの中で、国家について次のように述べている。

「公共の利益と私的利益の間に深淵が存在するとしても、個々人がその個人的利益によってしか動かされないとするのは誤りである。彼らは団結したり、相互に結合することにより、最も単純なものから高次のものまで集団を結成し、それを意識する。こうして自発的に社会的感情が生ずる。

国家はこの社会的感情を表現し、明確化し、規制するが、同時にこの感情を前提にもしている。それ故、国家の行為

は個人の意識の中に抵抗しか見出さないのでなく、支点を見出すのである。」[Dukheim 1991: 58f]

ここでは私的利益にとらわれた個人が互いに集団を形成することによって、そこに自生的な共通意識が形成され、ある種の利益が導かれる、とするデュルケムに独自の政治社会観が示されている。国家はこのようにして形成された「社会的感情」を前提にし、基盤とすることによって、諸個人に対する道徳的優越性と規制活動の正当性を確保するのである。

以上のようにして、デュルケムの国家観は基本的な主張において、初期から後期までほぼ一貫していたと言つてよい。ここでは次の点を、改めて確認しておくことにしたい。すなわち国家は、経済をはじめとした専門的諸機能に介入し、それを管理・統制する機構ではない、ということである。それは諸機能の組織化をもたらず主体ではなく、むしろ「社会」の側の自生的な機能的結合に依存し、そこで生じると想定される道徳的な「連帯感」を体現し、維持し、「組織化」する機構である。別の言い方をすれば、それは「社会」に対する統制・強制権力の担い手ではなく、少なくとも一義的には、むしろ「社会」を指導・調整する役割を担うものと考えられている。したがってそれは、「社会」と根本的に対立したり、その外部に位置する機構では

なかった。

(二) 近代国家像⁽¹⁷⁾

それでは、具体的に国家の政治的役割はどのように描かれているのだろうか。

まず最初に、デュルケムにおいて「国家」という語によって意味される内容について確認しておきたい。国家とは、「国会 (conseils gouvernementaux)、議会 (chambres délibérantes)、内閣、直属の部下 (dépendances immédiates) を伴った大臣の閣議 (conseil des ministres)」[Durkheim 1975: 173] を指す。その役割は次のように定義される。「集合体にとって有用な一定の表象の形成を任務とする特別の機構である。これらの表象は、その高い意識性、高い反省度によって、他の集合表象とは区別される」[LS 87]。この定義に見られるように、行政的執行のための官僚組織および司法組織は国家に含まれず、少なくとも一義的な重要性を与えられてはいない [LS 85]。それは主に、議会と政府によって構成されるものである。⁽¹⁸⁾そしてその役割は、「社会的な思惟」であり [LS 87]、「社会」に拡散した集合意識を集中・組織化・反省すること、具体的には議会・政府における理性的討議を行うこととされた。

さて、同業組合の代表者による議会での理性的討議によって、国家に導かれる政治的役割とは、次のようなものである。家族・同業組合・教会・地域社会などの二次的集団から個人を解放し [LS 100]、市場における公正な交換を保障し、社会環境を整備することによって個人の自律性を保障すること [LS 105]、さらに「個人を次第に道徳的存在へと導いていくこと」[LS 104]、である。このようにして、国家の主たる役割は、道徳的権威に基づく個人と「社会」への働きかけおよび指導として描かれた。

以上のやや抽象的な国家の定義および役割づけに関して、ここでは特に次の三点に注意を向けたい。第一は、しばしば指摘される通り、国家の物理的強制力、特に軍事力にほとんど注意が払われていない、ということである。もとよりこれは、彼が強制力の契機に無関心であったということよりも、コントラスペンサーの社会進化論、すなわち軍事的社会から産業的社会への進化論を基本的に受け入れた上での、最も基本的な国家・社会観を反映したものである。また後述するように、このことは、彼が「権力」の契機そのものが重要性を失っていく、と捉えていたことを示すものではない。

第二に、デュルケムが国家の一義的な定義から「行政」を排

除していることに示される通り、国家が「上から」社会を統制し管理するテクノクラートの機構と見なされてはいなかった、ということである。国家が単に「議会」や「政府」による討議活動を担う機構として位置づけられていることは、それがきわめて薄い組織、「社会」の上にわずかに乗せられた組織としてイメージされていたことを示している。むしろ「社会」の「組織化」の大部分は二次集団によって担われるべきであり、国家は「社会」の側の「内的運帯」を前提とし、その「体性」を体現する（象徴）としての機能を主として有すると考えられていたのである。

しかしながら第三に、国家が「社会」の自律性を前提とした、全くの受動的な組織であると見なすこともできない。このことは、単に一旦成立した「一般的」意識を体現するものとして、国家が「社会」からの自律性を有するようになる、という点のみを意味するものではない。それ以上に重要なことは、「国家は、独自の新たな表象を生み出す場であり、またそうでなければならず、それによって社会をより知的な状態へと導くものでなければならない」[S. 125f] という微妙な表現に見られる通り、国家は「社会」の側から、すなわち「下から」の意識を反省化し合理化するのみならず、むしろその理性的性質において、

「社会」の諸傾向を先取りし、それに基づいて「社会」を指導する機構でもある、という点である。この点をより明らかにするために、ここでデュルケムが、知識人や学者の政治的役割をどのように認識していたのか、を取り上げておく必要がある。彼は知識人の政治的役割について、「知的エリートと民主主義 (L'élite intellectuelle et la démocratie)」(一九〇四) という論文の中で、次のように述べている。「思考と想像に従事する人間が、固有に政治的な職業に従事するよう特に運命づけられているとは思えなく」[SA 279] としながらも、「知識人が審議会 (assemblées délibérantes) において代表されるのは、明らかによいことである」[SA 279] と言う。知識人・学者の役割は直接統治活動を行うことではなく、「助言者、教育者」として、同時代の人々の意識をより明晰にし、社会の表面から隠された「潜在的」な状態をよりよく自覚させることにある。

「我々は同時代人を統治することよりも、むしろ彼らが自らの観念と自らの感情の内に自分自身を見出すよう助力することの方が、はるかに適している。」[SA 280]

「社会が世論の中で、世論を通じて自己について抱く意識が潜在的な (sous-jacente) 現実と適合しえない場合が起こりうる。世論が残存物に満たされ、社会の現実の状態より、

遅れていることがある。…道德の科学はこのような誤りを、修正することができる。」[Durkheim 1974: 54]

「社会」の「潜在的現実」を認識し、人々にそれを「教育」するという「科学」の役割は、統治活動ではなく指導・教育を主たる役割とする国家のそれと、ほぼ重なっている。デュルケムは、知識人が直接に政治へと参加することには否定的であるものの、審議会などを通じて「助言」を行うことについてはむしろ積極的である。このように見た場合、国家の活動は、「社会」の側から理性的な「コミュニケーション」が積み上がることによって、へ下から規定されるのみならず、「科学」によって「社会」の傾向を先取りすると称されることによって、知的階級の助言に基づくへ上からの指導を内包するものであった、とすることができる。言い換えれば、デュルケムの国家論自体は、決してメリトクラシーの契機を排除するものではなかった。

ここでは以上のような国家の権力行使の具体的なあり方を描く二つの場面を取り上げ、そこに見られる「政治」のとりえ方を明らかにしたい。一つは違法行為に対する制裁の場面であり、いま一つは個人に対する教育の場面である。

第一に、違法行為に対する制裁については、刑法・所有法(それに付随する契約法・相続法)などの分野に共通する次の

ような特徴が述べられている。すなわち個人人格の自律性に対する侵害について、ますます広く制裁が加えられるようになっている、というのである [LS 144, 195]。ここでは刑法の領域に絞って見ておく。「刑罰進化の二法則 (Deux lois de l'évolution pénale)」(一九〇一)という論文には、「犯罪」の範疇が、集合体に対するものから個人人格に対する侵害へと重心を移していく、と指摘された上で、その刑罰形態が穏和化していくことが、次のように説明されている。

「時代が進んで、犯罪がますます人格に対する侵害のみになり、同時に刑罰の宗教的形式が減少するにしたがって、刑罰の厳格さが衰退していくことは不可避である。」

[Durkheim 1969: 268]

「集合的圧力が弱くまた穏やかになり、自由検討から排除されないようになると、刑罰の強さも和らげられることが望ましくなってくる。…社会的規律は、その活動領域を次第に広げていくに従って、権威としての厳しさを次第に喪失していった。」[ibid. 270] (傍点引用者)

社会的分業にともなう「社会」の宗教性の減少や、自由検討の精神の発達などの変化によって、刑罰はかつてのような過酷さを緩和させていく。打擲、火炙り、八つ裂きなどの残酷な刑罰

に代わって、近代国家に一般的な刑罰は「自由を剥奪する刑」となる [ibid. 256f.]。ただしこのことは、刑罰自体の衰退を意味するものではない、という点に注意する必要がある。デュルケムは、それに代わって殺人・窃盗・暴力・詐欺など諸個人に対する侵害(人間的犯罪 (criminalité humaine)) がますます多様となり、その対象を拡大していく、ということを強調しているからである。⁽²⁰⁾

「人間的犯罪はますます発達していくことが予見される。…したがって実際には抑止的体系の全体において衰退がもたらされたのではない。ただ、特殊な体系が衰退し、それに他の体系が代わったということであり、この体系はより暴力的ではなくなり過酷でもなくなつたとしても、刑罰本来の厳格さ (severities) を放棄したわけではなく、また引き続き、退いての衰退を運命づけられているわけでもないのである。」 [Dukheim 1969: 273] (傍点引用者)

新しい型の刑罰は、「自発性」「反省」を束縛することなく、むしろ個人の内面に働きかけ、それを「促す (solicitation)」ような種類のものである [ibid. 270f.]。すなわち刑罰を通じての権力行使は、集合体全体に対する侵害から個人に対する侵害へと、その対象領域を細分化させ拡大させる一方で、その行使の形態

を、外的強制から内面的な「促し」へと変化させてきている、ということを意味している。

このような権力行使のあり方をより顕著に示すのが、第二の場面、すなわち国家による個人への教育の場面である。そもそも中期から後期にかけて、大学での講義で最も好まれた主題は教育社会学であり、彼の生涯を通じた数少ない政治的実践への参与の一つに、この時期における教育改革への運動を挙げることができる [Lukes 1973: 358f.]⁽²¹⁾。以上の事例から分かる通り、教育という契機はデュルケムにとつて、理論的にもまた実践的にも、きわめて重要な意味を持つものであった。彼は教育を次のように定義している。

「教育の目的は、政治社会それ自身および子どもが個別に入るべき特殊な環境において、子どもにも要求される一定の肉体的・知的・道徳的状态を、彼の中に発現させ、発達させることにある。」 [Dukheim 1922: 51]

教育とは、成熟していない個人に対して「社会」がその道徳的理想を伝達し、自発的な発達を促す「社会化」の作用である。専門教育が各専門機関を通じて行われるべきなのに対し、「社会」の構成員が共有するべき「共通教育」は、国家が担うものとされる [ibid. 58ff.]。「教育に関する全てのことからは、ある

程度まで国家の活動に服するべきである」[ibid. 59]。ただしこの教育は、ある国家主義的な理念の注入ではない。国家のなしていることは、すでに存在する社会の共通信念を個人によりよく認識させることのみである [ibid. 60]。その作用は「攻撃的で暴力的でないほど、また思慮深い限度にとどまるほど、より効果的である」[ibid. 61]。具体的には「民主的道德の基礎をなす観念や感情に対する尊敬」、すなわち当時の共和政の体制原理に即した世俗的道德であり、「理性、科学」といった「道德的個人主義」の基礎となる諸要素であった [ibid. 60]。こうして国家は、教育を通じて個人の内面に働きかけ、その自生的な発達を促すことによって「道德的個人主義」という社会規範を確立するものとされた。

第三節 「政治」像の終着点

以上において、同業組合を中心として、個人・同業組合・国家の相互関係によって構成されるデュルケムの「政治」像を検討してきた。彼の「政治」観の特色は、社会的諸機能の「分業」化を前提としつつも、それを経済や官僚制などのそれぞれの分野における細分化と組織化に任せるのではなく、それらを社会

統合をもたらす「一般的」意識の形成と結びつけることによって「社会化」しようとする点に見出された。この役割を中心的に担うのが同業組合である。次に国家の役割は、各分野における「分業」化に介入することではなく、それらを自律的な「組織化」に委ねつつ、同時に「社会」をその個別分野の機能によって貫徹されるのに任せるのではなく——例えば大資本の形成、あるいはそれに対抗する労働者階級の形成といった、経済的利益に基づく「組織化」に任せるのではなく、それらを国家に結びつけることによって、より普遍的な社会規範の形成へとつながるように「促す」ことであつた。このような国家の役割は、(下から)の理性的な「コミュニケーション」の積み重ねの中から決定されるのみならず、「潜在的」な現実を先取りすると称されることによって、「科学」に基づいて(上から)規定される契機のあることが指摘された。

彼の「政治」観の重要性は、このような形で「政治」の営みを「分業」化の進展に並行して読み変えていったところに見出される。ここにおいて「政治」は、物理的な暴力に裏付けられた強制や、権力 (Pouvoir) と権力のぶつかりあいの過程のみを意味しなくなる。むしろ「政治」は、「社会」の「分業」化を前提とし、そのプロセスの上に立脚するものでなければなら

ない。ただしそこで自由な「分業」と「組織化」に社会統合を委ねるのではなく―そのことは個人の「アノミー」化と道徳的存在基盤の喪失をもたらず―、そのプロセスに属する個人の存在基盤を保障し、ある場合にはそのプロセスに対抗しうるような、全体性と共同性を有する社会規範の「權威 (autorité)」を確立することが、「政治」の最も重要な課題と見なされるのである。そこにおいて諸個人は、自らに与えられた役割を遂行すると同時に、それを「社会」の中で意味づけていく行為を通じて、全体の社会規範の形成に参画し、そのことを通じて「政治」の営みに参画していくというのが、デュルケムの思想の中に見出される「政治」のイメージであった。

この節では、以上のような「政治」のヴィジョンの行き着く先を示唆していると思われる二つの記述を、デュルケム自身のテクストの中から取り出し、考察を加えてみたい。その一つは国際社会の未来像についてであり、いま一つは「民主制」の行き渡った将来の「社会」のイメージについてである。

すでに触れたように、デュルケムは、国家間の戦争がますます異常なものになり、国際的な分業の進展によって平和が増大していく、と考へてきた [LS 105ff.]²³。当時の対外関係における帝国主義的な膨脹政策や、国内の排外的ナショナリズムの高

まりという時代状況の中で、彼がそうした想定をしえたのはなぜだったのだろうか。彼は当時において、国家を超える「国際社会」は存在せず、その限りにおいて国家間の摩擦が生じる可能性があり、それぞれの国家への愛国心も必要なものであると考へていた [LS 107f.]。しかし将来の社会においては、「愛国心 (patriotisme)」とコスモポリタニズムの間の葛藤」は最終的に解消されうる、として次のように述べている。

「二つの感情を和解させる一つの途がある。それは、国民的理想と人間的理想が混じり合う (se confondre) ことである。∴ それぞれの国家が自国の強化や国境の拡大ではなく、その自律性を最大限確立しつつ、できるかぎり多数の成員を一層高い道徳生活へと引き上げることが本質的任務とするならば、国民的道徳と人間的道徳との間の全ての矛盾が消滅する。国家が、その市民を言葉の真の意味での人間たらしめることのみを目標とするならば、市民の義務とは、人類の普遍的な義務のより個別的な形態に他ならないことになるだろう。ところで、すでに見てきたように、まさしく進化はこの方向へと向かっているのである。」 [LS

108f.]

国家が道徳的役割を担うということは、個人を包摂する国家主

義や、偏狭な愛国主義に個人を導くことを意味しているのではない。それは合理性や個人の自律性といった「普遍的」な理念を担うことを意味するのであり、それが実現するに従って、愛国心とコスモポリタニズムは調和していく、と主張されるのである。

国際関係におけるこのような調和と同様の論理は、「社会」と国家の関係についても見出すことができる。デュルケムによれば、「民主制」の下で国家の体現する道徳的意識は「社会の深層にまで降りてきて、そこで新しく形成し直され、出発点に立ち戻っていく」という「循環」を繰り返し、徐々に「社会」に根付いていく。デュルケムは歴史の過程とともに、以上の意味における「民主制」が進展し、「社会」はますます反省的で自律的な個人の集合体へと「進歩」していく、と想定していた [LS 123]。その行き着く先にあった「民主的社会」とは、戦時中に書かれたパンフレットにある次のようなイメージではなかったのだろうか。

「民主的社会にとつて、人民と国家は、唯一のかつ同一の現実の二つの側面にすぎない。国家とはそれ自身、その要求および願望についての意識を、しかもより完全で明白な意識を持った人民である。」 [Durkheim 1991: 53f]

ここで「人民 (Peuple)」とは別の箇所です「市民社会 (société civile)」と同義の領域であり、「国民社会の中で直接国家の管轄に属しないものすべて、家族、商業、工業、宗教、科学、芸術などを含む」領域を意味している、と述べられている [ibid. 54]。すなわちデュルケムにとつて、「民主制」の行き渡った将来の「社会」とは、各個人の理性的な討議の積み重ねによって国家の役割が決定されていく「社会」、換言すれば、「社会」に対する国家の合理性・思惟性といった特性が、限りなく縮小された「社会」である。

このように見た場合、「道徳的個人主義」という規範が個人に内面化され、「社会」と国家の間、国家同士の間の、摩擦や矛盾が消失するような近代「社会」の理念型とは、あらゆる紛争・支配の消失したユートピア的な「社会」ではなかったのか、という疑問が抱かれる。それはへ下からへの理性的討議と、へ上からへの指導・教育とが調和した、あらゆる「権力」的契機の消失した「社会」だったのだろうか。あるいはデュルケムは、そのような世界を望んでいたのかもしれない。しかし最晩年に書かれた「人間の二元性とその社会的条件 (Le dualisme de la nature humaine et ses conditions sociales)」(一九一四)という論文において、彼は次のような予想を書き残している。

「人間が自らに抵抗しなすみ、そしてあまり緊張せず、より安楽な生活を送り得る時がいつの日にかやってくるはずだというのは、全くありえそうにないことのように思われる。反対に、努力の余地が文明とともに常に増大していくことを、あらゆることが予見させている。」[SA33]

彼は、文明の進歩とともに、「社会」が個人に課す要求はますます増大し、個人と「社会」の二元性がもたらす葛藤や緊張感はますます激しくなる、と考えていた。そしてそれは個人の内面において、「不安の増大」「矛盾」「苦惱」として現れ、個人を「引き裂く」ものとなる[SA32]。なぜなら、個人は「社会」によって、ますます自己規律の能力を高め、自己を超越する努力を、ますます要求されるからである。

理性や科学に基づく社会規範の共有と人格の陶冶という理念に、デュルケムが最後まで信頼を抱いていたことは、疑いをえない。しかしその思想の中には、自ら予定調和を拒否するような、「苦惱」の増大という予測や、近代人が不可避に「アノミー」「エゴイズム」を抱え込む運命にある、という認識が見出される。デュルケム自身は、これらの認識を深く展開することなく、第一次世界大戦の勃発からわずか三年後の、一九一七年に没することになる。彼の主要な思想傾向からは導きえないような契

機が、同じ思想の中に見出せるということが、彼の生きた時代状況によって、その思想の中に課された痕跡を示していると判断することができるのであれば、それはデュルケムの「政治」像から新しい「政治」イメージを導き出すための、手がかりを示すものであると言えるかもしれない。⁽²⁵⁾

第三章 註

(1) 序章での先行業績の紹介を参照。

(2) コーザーの「奇妙に抽象的で主知主義的な国家の定義」
「政府の力や暴力、あるいは政治権力や強制力の役割を…
分析することに全く成功していない」[Coser 1979: 221]
という評価がその批判の象徴でもあり、またさまざま
反批判を受けてきたことは周知の通りであるが、国家と
階級性の問題に関する指摘は「フィュー 1988: 23」
「ギデンズ 1986: 225」
「北川 1994: 152, 208」
「高島 1977: 100, 193」
「Bellamy 1992: 102」など多数なされてくる。
社会的紛争の軽視については「Birnbaum 1976: 247ff」
「アロン 1984: 121」などを参照。道徳的優越性の前提に
関しては「ギデンズ 1986: 221」など。これらの問題点か
ら、そもそもデュルケムは政治の問題を対象としなかつ
たという指摘もなされ [Favre 1982]。デュルケムにおけ

る「政治」の独自性を強調するラクロワとの間で論争になってくる」と [Lacroix 1981, 1990] は、序章において触れたとおりである。ラクロワによるデュルケムの「政治」観の擁護に関する論点を幾つか挙げておくと、デュルケムの「政治」とは「社会的集合全体に関する、または社会の構造的・形態学的組織化」に関する「特殊な意味」であるという点 [Lacroix 1981: 208]、またデュルケムは現実政治の分析そのものよりも、その政治制度の生成や機能・表象に関する説明が先に必要であると考え、方法的厳密さを重視していたという点 [Lacroix 1990: 114] などである。

(3) 「職業組合」「同業者組合」なども訳される。本稿では「同業組合」で統一する。

(4) トクヴィルの多元主義を受け継ぐ中間集団論、という解釈は一般的になされているが、例えば [Nisbet 1975: 147] を参照。アロンはデュルケムの同業組合を中世的な組織の復活と見なした上で [アロン 1984: 354]、それによって成立する政治体制(デュルケムの言う「民主制」)のあり方を、「ファシズム型の権威主義体制」と親和性を持つものとして見なしている [同上, 113]。またデュルケムの同業組合論に対するアロンのとらえ方については [杉山 1983: 208-226] も参照。

(5) 「フランス自由主義」においてヴォランタリー・アソシ

エーションが重視されたのに対し、デュルケムはそもそもそれ自体に触れていない。確かにフランスでは伝統的にヴォランタリー・アソシエーションが不活性であったにせよ [Rog 1954: 77ff]、十九世紀後半には労働者を中心として相互扶助などを目的としたアソシエーションが多数存在していたことを考えれば、デュルケムがそれに全く言及していないことは、彼の評価を示唆するものであると言うことができる。

(6) これに対して例えば、コーンハウザーやベラミーの批判は、自発的結社や地域社会、性、宗教など、経済組織以外の集団への「多元的な」所属が考慮されていない、という点に向けられている [コーンハウザー 1961: 96] [Bellamy 1992: 101]。ただしデュルケムは、必ずしも同

業組合以外の集団への所属を否定しているわけではない。「同業組合が何にでも役に立つ一種の万能薬である、と言おうとするものではない。我々を悩ましている危機は、単一で唯一の原因にのみ基づくものではない」 [DT xxxiv] と述べられるように、同業組合の再建は緊急を要する課題の一つとして挙げられているにすぎない。

(7) デュルケムの階級対立に関する認識の甘さは、様々な論者に指摘されている。彼は雇用者と労働者の利害が「明白な対立状態にある」 [LS 77] ことを認め、同業組合の中に評議員を選出する別個の選挙団体を設けるこ

とを主張していたものの [DT xxix f]、職業を超えた階級の形成には否定的であった。

この時代労働組合の形成を認めるかどうかの一つの政治的争点となっており、デュルケムの弟子ブグレ (Césaire Bouglé, 1870-1949) はこの点ではっきりと労働組合を認める主張を行っていたことを考えれば [Logue 1983: 187f]、同業組合を擁護したデュルケムの言説は、政治的に保守的な機能を果たしたと言うことができるかもしれない。しかし、同業組合を道徳組織と見たことにマルクス主義的観点から見た「ブルジョア的」という評価以上の意味を見出そうとするなら、ここでの議論を労働組合か同業組合か、という選択の問題に還元することはできないだろう。

(8) 「民主制」は次のように定義される。「民主制の真の特質は次の二点にある。(一) 政府の意識がより拡大されていること。(二) この意識と個人の意識全てとの間により緊密なコミュニケーションが存在すること」 [LS 122]。

(9) 各人が社会的義務を受け入れることを暗黙の了解として社会が成立している、とする考え方 [Hayward 1961: 29]。

(10) レオン・ブルジョア『連帯 (Solidarité)』の中の一節。
[Hayward 1961: 27] より引用。

(11) 以上連帯主義の主張については、主に [Hayward 1959, 1961] を参照した。

(12) アルバートは「連帯」概念の意味の相違から両者を同一視すべきでないとしているのに対し [アルバート 1977: 150]、ラ・カブラは「アルバートは、デュルケムが連帯主義運動に関係がないと主張する証拠を何も挙げていない」とした上で、デュルケムの弟子のブグレがデュルケムを連帯主義運動の中に位置づけていたことを指摘している [LaCapra 1972: 71f]。本稿の立場は後述するように、両者の間には無視し得ない相違があったというものである。

なおこの両者の関係を明確に規定するのが困難なのは、そもそも「連帯」という語が十九世紀フランスにおいて多用され、様々な意味をはらんだものであり、「連帯主義」もその多義性を引き継いだ運動であったという事情がある。十九世紀における「連帯」概念の変遷については [Hayward 1959] を参照。

(13) デュルケムは次のように述べている。「…裁判所や議会の策略、政治家の行動は、それ自身に似て非なるもの集まりでしかない。したがって…それら見せかけのものが明確に定義づけられた法律を策定することはできない」 [Dunkheim 1975: 147]。cf. [Favre 1982: 9]。

(14) もちろんこの点に関しても、デュルケムの意図とは別

に、この構想が実行に移された場合、「社会」の自律性より二次集団を通じた国家の権力行使が強化される危険があり、この意味で保守的な政治的機能を果たす可能性があったことは否めない。彼の「思想」は「制度論」のレベルから見た場合、自らも認める通り、基本的に不十分なものであった。cf. [Df. xxvii].

(15) この点を反映しているのが、デュルケムの政治論における政党論の不在という問題である。彼はそもそも、政党について全くと言ってよいほど言及していない。これは彼が当時の議会政治を党派的な利害対立の場としてのみとらえていたことを裏面から示していると言つてよいだろう。確かに当時政党をこのようにとらえることは、幾人かの例外的な思想家を除けばむしろ一般的な見方であったし、また特にフランス第三共和制においては「政党はその名に値する議会外党組織や党規律を持たず、離合集散を繰り返す議員集団からなる「政治階級」が、世論の動向から比較的自律的に、議会内で連合政治を運営していた」[中山 1997: 700]と指摘されるように、デュルケムのとらえ方は当時のフランス政党政治の状況を反映したものであった。しかし他方では、個人の組織化および国家と個人の媒介が同業組合のみに期待されることによつて、この組織に加入する個人の自発性と政治における多元性という契機は、十分な配慮の外に置かれる

結果となったことも否めない。この意味において、デュルケムは機能分化による社会的「多元性(plurality)」を承認し、その存在を個人の自由の実現に不可欠のものとして積極的に評価する「多元主義(pluralisme)」の視点を萌芽として有しながらも、政治の場面においては、異なる利害や立場といった党派(parti)の存在を積極的に承認し、それらの競合にありうべき政治の姿を見出すという「政治的多元主義」の立場へと至ることはなかった、と言うべきであろう。

(16) 同業組合と国家の関係を巡るこの両義的側面や国家の普遍性への信頼は、理論的なレベルのほかに、次のような時代状況が影響を及ぼしていたと考えることもできる。一つは十九世紀フランス政治史における国家を巡る論点の様相である。一般に十九世紀のフランスを通じて国家を巡る対立軸となっていたのは、集権的国家対個人という軸ではなく、カトリシズムに対抗する世俗国家権力の確立という軸であった。フランスの自由主義においてもしばしば、自由を保障するものとして国家を積極的にとらえる傾向があり、国家と個人とを対立的にとらえる契機は希薄であったと指摘される[Logue 1983: 1-12]。十九世紀末においても、強い影響力を有していたカトリシズムに対して世俗国家の権力を強化することは主要な政治的争点となっていたのであり、この意味でデュルケム

の国家への見方は、カトリシズムとの対抗に規定されていたと見ることもできる。

さらに同業組合と国家の関係を巡る曖昧さやその位置づけの困難さは、第三共和制下の次のような政治状況が影響を及ぼしていたと考えることもできる。十九世紀末の国家を巡る論点としては、カトリシズムと世俗国家との対抗という軸に加えて、一方で国家権力の解体の方向を導く革命的社会主義、他方で集権化による強力な国家の確立を求める国粹主義・ボナパルティズムといった議会外勢力と、その間に立って議会制を擁護しようとする共和主義勢力、という対抗軸が存在していた。さらに議会制を承認する勢力の内でも、国家を中心とした上からの社会改革を實踐しようとする立場と、社会の側の自律的運動の延長に国家の活動を規定し、国家への社会の対抗を強調する立場とを、区別して考えることができる。

当時の政治勢力は、これら複数の軸の交錯の中で政治的闘争の場を形成していたのであり、デュルケムの立場からする国家の位置づけも、その中にあって依存もしくは期待と、警戒や対抗との混在した両義的なものにならざるをえなかったと考えられるのである。

(17) ここでは必ずしも断らないが、ホーキンスの指摘する通り [Hawkins 1981]、デュルケムの国家論は基本的に近代国家を念頭に述べられたものであり、それは社会的分

業が進む以前の国家の性質ではない。『国家 (L'Etat)』(一九〇〇—一九〇五?)と題する彼の講義ノートには、歴史的な国家活動の推移に関する記述がある。

「歴史上、国家活動は全く異なったものとなりえた。一方は対外的 (externe) であり、他方は内政的 (interne) である。前者の場合は暴力的、攻撃的な示威を行い、後者の場合は本質的に平和的で道徳的である。さらに過去に遡ってみると、前者は支配的なものとして現れる。」 [Durkheim 1975: 175]

国家は、歴史を通じて「思惟の機関」であり道徳的機関であったわけではない。それは近代国家の特徴である。かつての国家は成員に対しては支配的であり、対外的には侵略的であった。その目的は「社会の物質的な力を増大させること」[ibid. 175]であった。しかしながら、歴史を下るに従って国家の性格が変化するようになる。

「国家の活動はますます：『個人の—引用者—権利へと集中し、積極的に拡張された権利を平和的、道徳的、科学的なものにしていく。…国家はますます新しい領土の不正な征服において自らの栄光を示威する傾向を無くし、ますます自らが具現している社会を正義によって統治する傾向を増すに違いない。』」[ibid. 178]

社会的分業の進展に伴う「社会」の側の性質変化によって、国家は道徳的役割を担うようになるのである。

(18) ここでデュルケムは「国家そのものと、その作用を最も直接的に受け、国家に関する執行機関ではないような二次的諸機関とを混同してはならない」[LS 85]と強調しているが、この定義は必ずしも彼のテクスト全体に一貫しているわけではない点に注意する必要がある。彼のテクストの中には、「国家」の内に行政・司法・軍事組織を含めている箇所が見られる。例えば「国家の肥大化」について述べる場合には、それを「行政法」の拡大によって説明したり[DT 197]、行政機構の肥大化と関連させて論じている箇所がある[LS 132]。また刑法の厳しさと統治機構の性質とを結びつけて説明している箇所では、明らかに司法機関の活動を国家の活動の一部に含めている[Durkheim 1969: 246ff]。さらに国家の対外的活動に関して「攻撃」に触れている箇所は、軍勢力を指すものとしか解釈できないだろう[LS 105]。このように彼の意識的な定義に反して、実際の記述には国家の中に行政・司法や軍事機構が含まれているのであり、以上の議論は明らかに一貫していない。したがってここでの彼の「国家」の定義は、必ずしも字句通り受け取られるべきではなく、むしろ彼が国家の作用のうち何を最も重視していたのか、を示すものとして解釈されるべきであろう。すなわちデュルケムは、行政・司法・軍事活動を議会・政府の活動に服するべき「二次的なもの」ととらえ、そ

れ自身の自律的な活動を重視していなかった、ということである。

(19) デュルケムの国際関係観については、第三節で若干触れている。

(20) この点で『社会分業論』における立場、つまり「抑止的制裁」は不可避免的に弱体化していくとする立場[DT 138]は、中期から後期にかけて変化している。

(21) デュルケムが実践に関わったとされるのは、一般にドレフュス事件への対応、教育改革、第一次世界大戦時の愛国心高揚のための様々な運動、という三つの事例である。またデュルケムが教育に強い関心を持っていたことを

説明する理論的要因としては、父親がユダヤ教のラビだったという家庭環境、デュルケム自身早くから教師として祖国の再建に役立つとする意志を持っていたこと、さらに大学の中で教育社会学の担当となったことなどの事情も挙げられるが、最も大きいのは第三共和政の下で、文相フェリー(J. Ferry)を中心にカトリックに対抗する教育の世俗化政策が次々と推進されていたという時代背景であろう。

(22) より具体的な教育カリキュラムには、「道徳的個人主義」を構成すると考えられていた諸要素を見て取ることができて興味深い。初等教育においては「規律の精神」「犠牲の精神」「意志の自律性」という三つの道徳の確立が挙げ

られる [Durkheim 1925]。また中等教育では、ギリシヤ、ローマなどの歴史・古典的文学といった教養、生物学・地理学・科学方法論などを含む科学・理性教育のほかに、国民の歴史、国民文学、フランス語の言語教育といった、国民共同体 (nation) の形成に必要な諸要素が含まれている [デュルケム 1981: 655-690]。

(23) 『分業論』第一版 (一八九三) の一部には国際的分業について [DT 265f]、第二版の「序文」(一九〇二) では同業組合が国家を超えて国際的に組織化される可能性についても言及されている [DT xxixf]。

(24) 「エゴイズム」については第二章第一節註16を参照。「アノミー」についても、「あらゆる進歩と完全性の道徳は、ある程度のアノミーと不可分の関係にある」[S417] と言われている。cf. [宮島 1987: 201-205]。

(25) フィユールは上記のような「自然」と「社会」の対比を、デュルケムとフロイトが思想的に近い文脈にあったことを示すものと解釈している [Filloux 1970: 62f]。また後期の宗教論は、本文に述べたような観点から解釈する余地があるかもしれない。しかしそれを扱うことは本稿の範囲を超える。

結論

政治の問題とは、支配―被支配の関係や国家の独占する物理的暴力に関連する問題に尽くされたり、あるいはそれに還元されるものではない。伝統的な(この場合近代初期までを含めた)政治概念の中には、私的なものと区別される公的なもの、人々の共同行為や共同性の創出に関わる営み、全体性・包括性に関わること、闘争と創造の営み、安定性や自由の保障など、様々な意味が混在している⁽¹⁾。このような伝統的な政治概念の問題構成が、産業化の進展に伴う経済的関係領域の拡大や、階級対立、貧困問題の出現などによって大きな変化を蒙り、特に十九世紀以降においては従来の政治哲学に代わって「社会」を冠する多様な諸思想が展開されたことは、序章において指摘した通りである。しかしながら、その中で政治の問題がいかなる語彙によって語られてきたのか、あるいは伝統概念がいかなる形で見失われ、また変質しつつ現代に生き残ってきたのかについては、まだ十分に解明されたわけではなく、むしろそれは未だ探求の端緒にあると言えるかもしれない。

本稿は、このような問題にアプローチする一つの手段として、モンテスキューからトクヴィルへと至る「フランス自由主義」

における「社会」概念とデュルケムの「社会学」との、政治的問題構成をめぐる関連および転換の様相を検討するものであった。このような視角を取った理由の一つは、「フランス自由主義」およびデュルケムにおいて、当時の政治状況に対する鋭い現実認識が見られたからである。両者の思想における特徴は、それまでの伝統的な政治哲学の語り口から意識的に距離をとり、つまりアプリオリな自然権思想や象徴的個人による政治的作為の役割に依拠することなく、成員全体の相互行為のあり方に眼を向け、諸事実を観察するという方法を取っていたことであった。そこで彼らによって認識されたことは、特に十九世紀以降の産業化と民主化の不可避の流れであり、それに伴う国家と個人との関係の変質であった。つまり一方で個々人の意識は多様化・細分化し、他方で社会は大規模化しますます複雑な構成となっている。そこで不可避におこることは、意識の個別化と私的利害の解放であり、社会の全体性や公共性が個人の意識の中から見失われていくという事態である。また他方では、分業にともなう国家の集権化が不可避におこり、普遍性や公共性の名の下に、画一的な国家による専制がなされる危険性、さらに実質的に公共性が生み出されないまま、国家が多数者の意志に従属する危険性が生じているということである。それは一言で言

えば、個別性と全体性、あるいは私と公とを媒介する中間領域の不在という問題である。これが「フランス自由主義」およびデュルケムにおいて提起された政治的問題構成であった。そこで両者は、多元的社会集団による国家権力の「分権化」を構想することによって、分業の進展する社会状況において国家の肥大化と個人の受動化を防ぎ、自由と公共性とを保持しようと試みたのである。

本稿ではさらに、デュルケムの「社会学」の展開を追うことによって、彼が「フランス自由主義」における政治的問題構成を引き継ぎながらも、第三共和政における政治社会構造の転換に伴う経済のみならず道徳問題としての「社会問題」の政治的アジェンダ化に即応し、「社会」概念の転換を行うことを明らかにした。「社会学」はそのようなものとして生み出された新たな学問体系である。この中で彼が政治的問題構成に解答を与え、「社会」の側から「政治」観を再構成しようとして試みていたことを明らかにし、さらにその内容を検討することによって、同業組合を中心とした彼の「政治」のヴィジョンとその可能性を明らかにした。

以上の検討を経て、結論として提起したいのは次の二点である。第一に、デュルケム「社会学」の思想史的位置づけには再考

が図られなければならない、ということである。一九七〇年に至る以前の社会学者によるデュルケム研究の多くが、デュルケムを「社会学」の祖と位置づけ、その方法論や固有の対象領域の確立に関する業績に言及を集中させてきたことは、他方で彼の思想の政治的側面を閑却させることになった。一九七〇年以降こうした研究のあり方に刷新がもたらされ、彼の政治社会学や政治理論に関心が集まったことはすでに触れた通りであるが、その中においても、彼が「社会学」の中で政治の問題を語っていることの意味や、従来の政治思想史研究との接合が、十分に取上げられてきたとは言いがたいように思われる。なぜなら、その「社会学」的な語彙や視角に対して、政治固有の問題を見失っており、「非政治的」である、との指摘がなされるものが少なくなかったからである。ここで問題としたいのは、この指摘の可否を論じることではなく、むしろこの指摘の背後においてすでに、国家権力の究極性を強調する、あるいは従来のマルクス主義的パラダイムに規定された、今世紀に特有のある「政治」観が論者に前提とされていたのではないか、という点である。伝統的な政治概念における多義性を考慮した場合、それは政治の問題を矮小化し、デュルケムの政治思想史的位置づけを不十分なものとする原因ともなったとは言えないだろう。

か。本稿ではむしろ、デュルケムの「社会学」的な語彙や視角の背後に隠された政治的問題を、いかに、またどれほど読み解くことができるか、という点に主眼を置いた。そこで提起したのは、デュルケムの思想が「フランス自由主義」の潮流から多様な政治的問題を引き継ぎ、自らの直面する時代状況の中で、それらの解決を試みていた、ということである。つまりそれは、社会と国家の関係づけに関する問題であり、「専制」に対抗する権力の多元化の構想であり、公と私、自由と組織化、分化と統合の関係に関する問題である。

しかしながら、デュルケムの「社会学」の中に政治的問題を読み取ることができるといえることが重要なわけではない。より重要なのはそこから帰結する第二の点、すなわちデュルケムが伝統的政治哲学の問題を「社会学」という新しい学問体系の中で語らざるをえなかった、ということであり、その意味をいかに考えるか、ということである。さらにこの点は、デュルケムの「社会学」を政治思想史の中にいかに位置づけるか、という問題のみならず、十九世紀以降「社会学」という学問がミクロ・マクロ分析において隆盛を見るようになったことを、政治思想史の問題としていかに意味づけるか、という問題とも関わする。また「政治」という対象領域自体が「問題化」されている

現代の政治理論状況⁽²⁾に対していかに応えるか、という問題とも連なっている。さらにデュルケムの「社会学」において政治哲学の問題が転換された結果、それまで政治固有の問題とされてきたものが見失われることになったとすれば、それは単にデュルケムの問題にとどまらず、これら「社会学」と「政治学」、また「社会」と「政治」との関係に関する問題へと連なっていると考えることができる。

この点に関して本稿で明らかにしようとしたのは、「社会学」によって再構成された「政治」観が、当時の政治社会構造の中で、様々な意味において要請され、それに対応した結果であった、ということである。すなわち「社会」を包摂する「普遍的國家」観に対抗し、私的個人と公的機関としての國家とを媒介すること、社会の「分業」化や専門化を前提とし、それに根ざした「政治」のあり方に転換すること、さらに諸個人が「社会」に結びつけられ、自律的で能動的な参加者となりうる条件を整備すること、以上の意味においてである。

確かにその「政治」観には様々な問題点がはらまれていた。第一に、近代社会における理性や科学の共有を前提し、「政治」と「科学」とを結びつけることによって、「科学」を國家機能の正統性の根拠としているように思われる点である。⁽³⁾第二に、

公と私を媒介する社会集団への個人の参画を自発性に委ねるのではなく「組織化」によってもたらそうとすること、つまり「政治」と「組織化」とを結びつけることに関する問題である。デュルケムの構想では、個人と各組織との関係、各組織と國家との関係において、自生的な合意のメカニズムが前提され、「組織」が上からの抑圧の機構となる可能性について十分な配慮がなされているとは思われない。⁽⁴⁾

さらに第三に、その國家論が後の歴史における國家の歩んだ道に比して、樂觀的な見通しへとつながるものであったことも否定しえない。デュルケムの思想だけでなく、二十世紀初頭に欧米において一定の影響力を持っていた多元的國家論やコスモポリタニズムは、第一次世界大戦、その後の福祉國家化、國家による經濟への介入の強化、ソ連および共產主義の台頭、さらにナチズムやイタリア・ファシズムの登場などによって、決定的な打撃を受ける。ここにおいて國家は再び政治学为中心的課題に据えられ、國家権力の暴力性、究極性、操作性が強調されることになる。しかし注意しなければならないのは、この「國家の復権」が、かつての政治的問題構成、すなわち絶対的主權國家とそれに対抗する自律的「市民社会」という図式への後退を意味していたわけではない、ということである。ここでの國

家は、経済活動に積極的に介入し、社会生活の隅々にまで監視を及ぼす国家であり、いわば「社会の政治化」が前提となつているからである。この意味において、デュルケムにおける「政治の社会化」という認識と、この「社会の政治化」という認識とは、現実認識において、強調点の相違を除けば、ほぼ重なるものであった。両者において、国家の機能が拡大し社会生活に浸透していくことは、不可避の現実として捉えられていた。逆に言えば、国家は社会から自律的に影響力を行使しうるのではなく、社会内部に入り込み、諸個人の内面において権威を調達し、自発的な服従を得る限りにおいて、影響力を行使しうるものとされた。したがって、アロンヤリクターの指摘を待つまでもなく、デュルケムの国家論と全体主義的国家論とが近似したイメージを持つとすれば、それは十九世紀末、あるいはそれ以前からの産業化がもたらした政治社会構造の変動によって引き起こされた、同時代に共通の問題の所在を示すものに他ならない。すなわち、国家と社会の相互浸透が自明である状況においては、その政治社会は全体主義に近似し、ある意味で全体主義へ転化する危険性を常にはらまざるをえない、ということである。

以上指摘した問題は、デュルケムの「政治」観の問題にとどまらず、そのまま現代に投げ返された政治理論的課題である。すなわち第一に、現代社会における統合的価値はいかに見出され、個人と全体社会をつなぐ規範はいかにして規定されるのか。また国家機能の正統化はいかなる基準において果たされるのか。第二に、公と私を媒介する中間集団はいかなるものとしてありえ、そこにおいて個人の自発性はいかに保障されるのか。現代社会において「組織化」が不可欠であるとするなら、それら集団内部、各集団相互、国家と各集団における合意のメカニズムはいかにして調達されるのか。第三に、国家と社会、政治と社会の相互浸透が自明の前提となる状況において、「政治」とは何を意味し、伝統的政治概念は、国家、権力、共同性、自由と統合、などの問題について、いかなる形で再生・再解釈することが可能なのか。

我々は、デュルケムの思想を検討することによって、これら現代の理論的課題に対し、何らかの直接的解答が与えられることを期待するような性急な態度を避けなければならない。本稿の提起したことは、デュルケムの思想を政治思想史の中に位置づけ、伝統的政治哲学の問題と関連させて読み解くことによつて、産業化の時代における「政治」という現代的状況における政治理論の課題を「問題化」し、考察の指標とすることができるといふことである。

結論 註

- (1) それらを伝統概念からすくい出す試みの例として、
[Arendt 1985]、[Wolin 1960]、[ウォリン 1988] など
が挙げられる。
- (2) [川崎 1990, 1992] を参照。
- (3) これに関連する問題としては、例えば社会的諸価値の
競合が、このような「科学」や合理主義を基準とするこ
とによって解決しうるのか、という問題や、社会的「秩
序」を科学的に認識可能なものに限定する思考法 [MR
87] は、個人の行為の自発性や偶発性の領域を理論から
排除してしまうのではないか、という問題など、さまざま
まに指摘できる。
- (4) デュルケムはフランス国家の官僚制化が抑圧を生み出
すことに対する危惧の念を抱いていたが、社会諸機関の
コミュニケーションの経路を確保し、そこでの同意に基
づいて官僚機構を制御することによって、その危険は回
避されうると考えていた(例えば [S 132])。
- デュルケムの思想における「組織化」と政治の問題と
の関わりについては、ウォリンが詳しい問題提起を行っ
ている [ウォリン 1994: 408-500]。ウォリンは、国家の
機能が公的な経済セクターに分散し、正統化を経ない権
力が拡散した状況を「脱中心化的集権化 (decentered cen-
tralization)」と称しているが ([川崎 1990: 79] からの引

用)、これはデュルケムの「職業的分権化 (decentralisation
professionnelle)」の構想と鋭く対立する認識である。

(5) この時期の多元的国家論およびデュルケムの多元主義
に触れたものとして [大塚 1995: 141, 251-264] がある。

(9) [アロン 1984: 113]、[Richter 1979: 204]。

※引用文献の追加

Durkheim, Emile 1924 *Sociologie et Philosophie*. Paris: Félix
Alcan. (1985 佐々木文賢訳『社会学と哲学』恒星社厚生
閣)。

杉山光信 1983 『現代フランス社会学の革新』新曜社。